

日容包リ発第8-23号  
令和8年6月19日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
代表理事専務 西山純生  
(公印省略)

令和9年度 市町村からの引き渡し量に関する調査  
(容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法)の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会における容器包装廃棄物の再商品化事業の実施にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて当協会では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)に基づくガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化業務及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に基づく分別収集物(市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物)の再商品化業務を行っており、令和9年度の業務計画の策定にあたり、各市町村及び一部事務組合(以下、「市町村等」という。)の皆様からの当協会への引き渡し予定量をできるだけ正確に把握する必要があります。

つきましては、標記調査を実施いたしますので、ご多用中誠に恐縮に存じますが、下記及び同封資料をご確認のうえ、令和8年7月17日(金)までに、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

今回の調査結果に基づき、当協会における令和9年度予算及び再商品化実施委託単価の策定等を行いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本年11月頃に実施予定の「令和9年度『分別基準適合物(容器包装リサイクル法)及び分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し』に係る申込み」にてお示しいただく各素材の引き渡し予定量は、契約行為としての意思表示となります。本調査におきましても資料1に記載の「引き渡し予定量の精度向上の必要性について」をご参照のうえ、正確な引き渡し予定量の算定をお願いいたします。

敬具

記

《オンラインでのご回答のお願い》

本調査は、インターネットを利用したオンラインでのご回答を原則としております。同封の調査票の裏面及び資料2「オンラインによる引き渡し量調査の回答方法について」をご覧のうえ、ご回答くださいますようお願いいたします。なお、市町村等の皆様が、オンラインを利用する際に必要となるユーザID及びパスワードは以下のとおりです。なお、オンラインでご回答いただけない場合には、同封の調査票にご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

オンラインを利用する際のユーザID及びパスワード

- ・ 接続URL : <https://reinscp.jcpra.or.jp/>
- ・ ユーザID : ●●●●●●●●
- ・ パスワード : △△△△△△△△ (半角8桁)

※当協会ホームページの「オンライン手続き」からもアクセスできます。

※本パスワードは、令和9年度引き渡し量調査のオンラインによるご回答用のパスワードとなります。本パスワードの有効期限は令和8年7月17日(金)までとなっておりますのでご注意ください。また、実績報告等にご利用いただいている通年利用のパスワードでログインし、ご回答いただくことも可能です。

オンラインのご利用に関するお問い合わせは、当協会オペレーションセンター(TEL:03-5610-6261)までご連絡ください。

《再商品化合理化拠出金について》

令和7年度分の合理化拠出金については、PETボトルのみ発生する見込みで、他の素材は令和7年度分の「現に要した費用」が想定額を上回る見込みとなっております。最終的な総額のご提示は、令和7年度再商品化に係る手続きが終了する令和8年9月を予定しています。制度の詳細は、資料10『市町村への再商品化合理化拠出金』についてをご覧ください。

《プラスチック資源循環促進法に基づくご回答について》

プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の取り扱いにおいても、予算策定にあたり、事前に数量を把握する必要があります。令和9年度にプラスチック資源循環促進法の32条に基づいて分別収集物（市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物）を当協会へ引き渡す予定の市町村等又は、同法33条に基づき認定計画の策定を予定している市町村等におかれましても、ご回答くださいますようお願いいたします。

《配布書類》

紙資源の削減を目的として、一部資料は同封を省略しております。下記の資料一覧をご参照のうえ、当協会ホームページよりダウンロード・印刷をしてご利用ください。

- ◆ ページへの遷移：日本容器包装リサイクル協会トップページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)
- ライブラリ → 説明会資料集→市町村向け → 引き渡し量に関する調査資料

書類一覧	配布方法		資料名
	同封	HP	
回答用紙	●		令和9年度分別基準適合物（容器包装リサイクル法）の引き渡し量に関する調査票
回答用紙	●		令和9年度分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量に関する調査票
資料1	●		令和9年度 市町村からの引き渡し量に関する調査（容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法）へのご協力のお願について
資料2	●		オンラインによる引き渡し量調査の回答方法について
資料3	●		紙による引き渡し量調査の記入方法について（分別基準適合物（容器包装リサイクル法））
資料4		●	「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和8年度版）
資料5		●	分別基準について（分別基準適合物）
資料6		●	令和9年度市町村からの引き取り品質ガイドライン
資料7	●		PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等
資料8	●		令和9年度PETボトル分別基準適合物の品質調査見直しに関する進捗について
資料9		●	市町村からの引き取り品質ガイドラインの改訂内容について（分別基準適合物（プラスチック製容器包装）及び分別収集物）
資料10		●	「市町村への再商品化合理化拠出金」について

＜プラスチック資源循環促進法関連資料＞			
資料11		●	プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）へ委託する際の手続き等について
資料12	●		令和9年度分別収集物を申込む際の注意点とトラブル事例
参考資料①		●	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）
資料13	●		紙による引き渡し量調査の記入方法について（分別収集物（プラスチック資源循環促進法））
資料14		●	分別収集物の基準
資料15		●	令和9年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）
資料16	●		令和9年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について
資料17		●	分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について
資料18		●	産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項
資料19		●	プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担するコストについて

《その他ご案内事項》

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル  
 総務部 E-mail: soumubu@jcpra.or.jp TEL: 03-5532-8597  
 ガラスびん事業部 E-mail: glass@jcpra.or.jp TEL: 03-5532-8695  
 PETボトル事業部 E-mail: PET@jcpra.or.jp TEL: 03-5532-8691  
 紙容器事業部 E-mail: \$kami@jcpra.or.jp TEL: 03-5532-8588  
 プラスチック容器事業部 E-mail: plastic@jcpra.or.jp TEL: 03-5532-8608

※プラスチック資源循環促進法33条に基づく認定計画の申請については環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室（TEL: 03-5501-3153）へお問い合わせください。

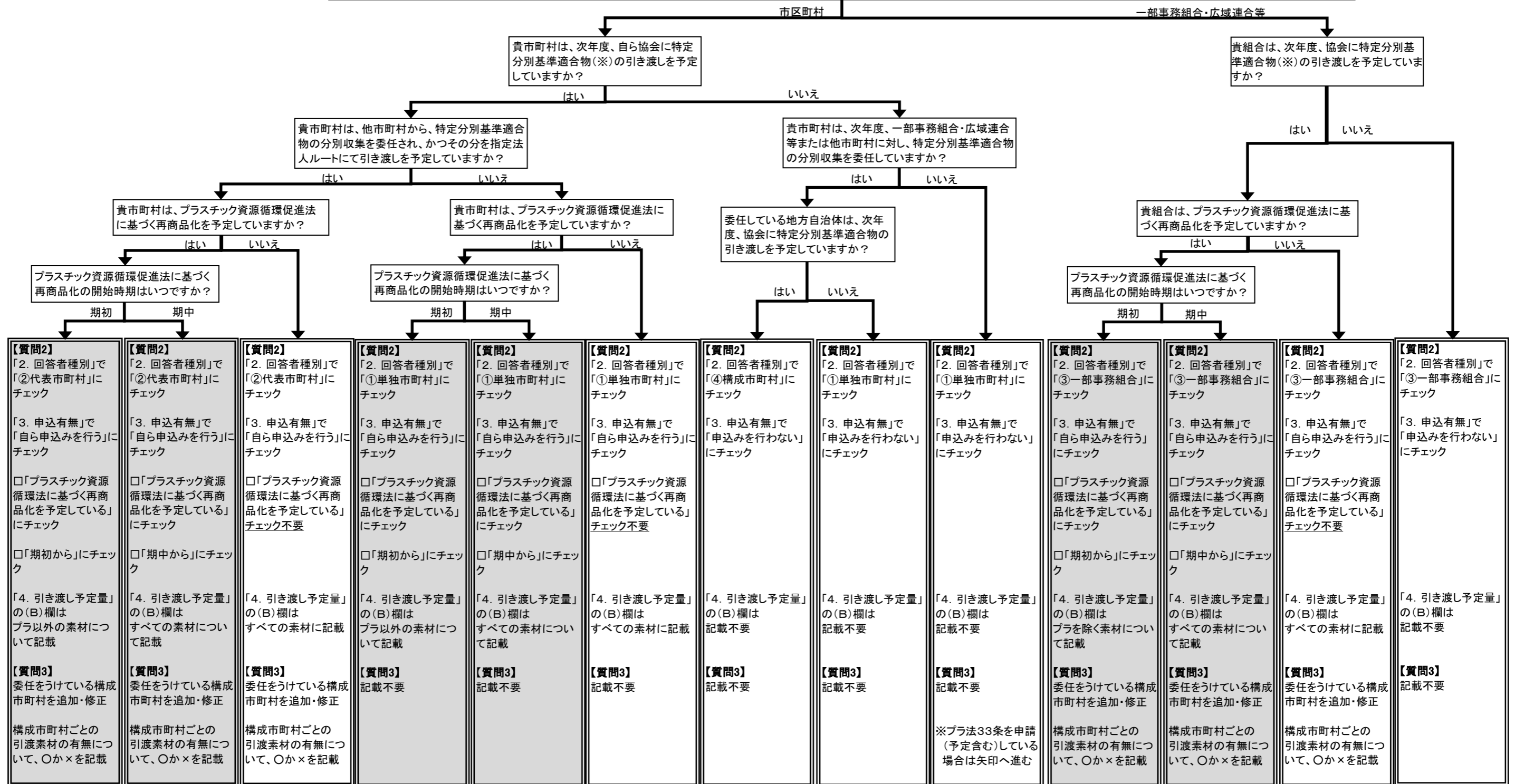


全ての市町村及び一部事務組合にご回答をお願いしております

## 「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）引き渡し量調査」の回答内容判断チャート

※分別基準適合物：ガラスびん無色、ガラスびん茶色、ガラスびんその他の色、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）

貴市町村・組合は、市区町村又は一部事務組合・広域連合等どちらになりますか？



分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し量調査へもご回答ください。



# 「分別収集物(プラスチック資源循環促進法)引き渡し量調査」 回答内容判断チャート

分別収集物(プラ法32条)を当協会へ引き渡す予定、  
又は国の認定計画(プラ法33条)を申請(予定含む)している

「分別収集物(プラ法)引き渡し量調査」は回答せず終了。(提出不要)

いいえ

はい

当該市町村・組合は、市区町村又は一部事務組合・広域連合等のどちらになりますか？

市区町村

一部事務組合・広域連合等

組合の構成市町村として申し込みますか？ 別の市町村が代表となって申し込みますか？

組合の構成市町村として申込む予定又は、別の市町村が代表となって申込むをする

「分別収集物(プラ法)引き渡し量調査」は回答せず終了。(提出不要)

本チャート内においては「プラスチック資源循環促進法」を「プラ法」といいます。

貴市町村は、他市町村から、分別収集物(32条)の引き渡し又は認定計画(33条)の策定を委任されていますか？

いいえ

はい

貴市町村は次年度、分別収集物(32条)の引き渡し又は認定計画(33条)の策定、どちらを予定していますか？

貴市町村は次年度、分別収集物(32条)の引き渡し又は認定計画(33条)の策定、どちらを予定していますか？

貴組合等は次年度、分別収集物(32条)の引き渡し又は認定計画(33条)の策定、どちらを予定していますか？

認定計画(33条)

認定計画(33条) + 分別収集物(32条)の引き渡し

分別収集物(32条)の引き渡し

認定計画(33条)

認定計画(33条) + 分別収集物(32条)の引き渡し

分別収集物(32条)の引き渡し

認定計画(33条)

認定計画(33条) + 分別収集物(32条)の引き渡し

分別収集物(32条)の引き渡し

<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「①単独市町村」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 記入不要</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 計画量を記入</p> <p>【質問3】 記入不要</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「①単独市町村」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 引き渡し予定量を記入</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 計画量を記入</p> <p>【質問3】 記入不要</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「①単独市町村」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 引き渡し予定量を記入</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 記入不要</p> <p>【質問3】 記入不要</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「②代表市町村」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 記入不要</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 計画量を記入</p> <p>【質問3】 記入不要</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「②代表市町村」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 引き渡し予定量を記入</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 計画量を記入</p> <p>【質問3】 委任をうけている構成市町村名を記入し引き渡し品目ごとに○×を記入</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「②代表市町村」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 引き渡し予定量を記入</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 記入不要</p> <p>【質問3】 委任をうけている構成市町村名を記入し引き渡し品目ごとに○×を記入</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「③一部事務組合」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 記入不要</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 計画量を記入</p> <p>【質問3】 記入不要</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「③一部事務組合」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 引き渡し予定量を記入</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 計画量を記入</p> <p>【質問3】 委任をうけている構成市町村名を記入し引き渡し品目ごとに○×を記入</p>	<p>【質問1】 「1. ご連絡先」項目を全て記入</p> <p>【質問2】 「2. 回答者種別」 「③一部事務組合」にチェック</p> <p>「3. 分別収集物(プラ法32条)の引渡予定量」 引き渡し予定量を記入</p> <p>「4. プラ法33条の認定計画」 記入不要</p> <p>【質問3】 委任をうけている構成市町村名を記入し引き渡し品目ごとに○×を記入</p>
---	---	---	---	---	---	--	--	--

※「分別収集物(プラスチック資源循環促進法)引き渡し量調査」に回答する場合は、特記事項欄に引き渡し開始時期等の詳細を記入してください。

令和8年6月19日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和9年度 市町村からの引き渡し量に関する調査 (容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法) へのご協力のお願いについて

### 1. 調査の目的

当協会では、容器包装リサイクル法(本資料に限り、以下、「容り法」という。)に基づくガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化業務及びプラスチック資源循環促進法(本資料に限り、以下、「プラ法」という。)に基づく分別収集物(市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物)の再商品化業務を行っております。

当協会の次年度(令和9年度)業務計画の策定に向けて、当協会への引き渡しの有無や引き渡し場合の予定量等を把握する必要がありますので、お手数ですが、全ての市町村及び一部事務組合(以下、「市町村等」という。)からご回答をいただきたく、この調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 2. 引き渡し予定量の精度向上の必要性について

毎年11月頃に、市町村等から当協会へご提示いただく正式申込み量(=契約量)に対し実績が乖離すると、入札条件や契約が守られないこととなり、再商品化事業者の事業運営に支障を与える等、諸々の問題が生じます。このため毎年、市町村等には契約量の遵守をお願いしているところですが、契約量に対し実績が大きく乖離する事例が発生しております。

契約量との乖離の防止には、本調査の段階から引き渡し予定量算定の精度を向上させる必要がありますので、なるべく乖離が生じないよう、昨年度までの収集実績等を十分にご勘案のうえ、引き渡し予定量をお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、容り法に基づくオンライン入力画面並びに調査票において、「令和9年度の指定法人への引き渡し予定量」の入力・記入箇所に令和7年度の実績及び令和8年度の申込量をあらかじめ記載していますので、引き渡し予定量算定の参考にしてください。

### 3. 調査票への回答方法

調査票は左上に「容り法」と表示されている容り法の専用調査票(桃色)と、左上に「プラ法」と表示されたプラ法の専用調査票(緑色)の2種類があります。また、調査票への回答につきましては、『オンライン』でご回答いただく方法と、『紙』でご回答いただく方法があります。

『オンライン』の場合は「オンラインによる引き渡し量調査の回答方法について」(資料2)を、『紙』の場合は「紙による引き渡し量調査の記入方法について」(資料3 又は 資料13)をご確認のうえ、ご回答をお願いいたします。

調査票には、下記市町村等のパターンに記載されている○及び△の項目を記入してください。

＜調査票の記入項目＞

○：必須、△：必要に応じて記入、－：不要

調査票の種類		容り法 (桃色)						プラ法 (緑色)					
回答方法		オンライン 又は 紙						オンライン 又は 紙					
素材の種類		ガラスびん、PETボトル、紙、プラ (容りプラ)						プラ (容りプラ+製品プラ) プラ (容りプラ+製品プラ+産廃プラ)					
回答項目 回答パターン	1. ご連絡先	2. 回答者種別	3. 申込有無		4. 引き渡し予定量		構成市町村	1. ご連絡先	2. 回答者種別	3. 分別収集物 (プラ法32条) の引き渡し予定量	4. プラ法33条の認定計画	分別収集物 (プラ法32条) の引き渡し構成市町村	
			<input type="checkbox"/> 自ら申込む <input type="checkbox"/> 申込みを行わない	<input type="checkbox"/> プラ法に基づく再商品化を予定している	(A) 分別収集計画量	(B) 引き渡し予定量							
全素材引き渡しを行わない (構成市町村も含む)	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
容り法に基づく引き渡しだけ行う	○	○	○	－	○	○	△ (構成市町村がある場合)	－	－	－	－	－	
＜分別収集物の引き渡し予定がある方は以下の記入方法をご確認ください＞													
容り法とプラ法32条に基づく引き渡しの両方を行う	期初から32条の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○ (分別収集物以外を記載)	△ (分別収集物以外で構成市町村がある場合)	○	○	○	－	△ (構成市町村がある場合)
	期中から32条の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○	△ (構成市町村がある場合)	○	○	○	－	△ (構成市町村がある場合)
容り法とプラ法33条の認定計画に基づく再商品化の両方を行う	期初から33条の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○ (分別収集物以外を記載)	△ (分別収集物以外で構成市町村がある場合)	○	○	－	○	－
	期中から33条の引き渡し開始	○	○	○	○	○	○	△ (構成市町村がある場合)	○	○	－	○	－
プラ法32条に基づく引き渡しのみを行う	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	△ (構成市町村がある場合)	
プラ法33条の認定計画に基づく再商品化のみを行う	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－	○	－	

また、プラ法に基づく引き渡しを予定している場合は、特記事項欄に引き渡し開始時期等の詳細を記入してください。

【参考1】

令和9年度の再商品化実施委託単価及び市町村負担比率については、今秋以降に定められる予定です。調査票への記入に際しては、下記の令和8年度における「市町村負担比率」及び「再商品化実施委託単価」をご参考のうえ、ご検討ください。

(令和8年度の市町村負担比率及び再商品化実施委託単価)

品目	市町村負担比率	再商品化実施委託単価 (税抜き)
ガラスびん (無色)	6%	11.6 円/kg (11,600 円/トン)
ガラスびん (茶色)	11%	14.1 円/kg (14,100 円/トン)
ガラスびん (その他の色)	9%	21.0 円/kg (21,000 円/トン)
PETボトル	0%	6.5 円/kg (6,500 円/トン)
紙製容器包装	1%	17.0 円/kg (17,000 円/トン)
プラスチック製容器包装	1%	71.0 円/kg (71,000 円/トン)

(容り法に基づく市町村が負担する費用の算出例)

市町村が、ガラスびん (無色) を 99,900kg 分別収集したとき、全量を指定法人に引き渡す場合の市町村負担金額は次のように計算されます。

$$99,900\text{kg} \times 0.06 = 5,994\text{kg} \text{ (市町村負担分の重量・小数点以下は四捨五入)}$$

$$5,994\text{kg} \times 11.6 = 69,530 \text{ 円 (市町村負担金額・円未満切り捨て)}$$

## 【参考2】

本調査以降、来年4月までのスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和8年7月17日	市町村からの引き渡し量に関する本調査の回答締切
令和8年10月下旬	本調査の結果に基づき、当協会における令和9年度予算(案)及び再商品化実施委託単価(暫定値)、分別収集物の再商品化に係る諸経費(経費単価)を策定
令和8年10月～11月	市町村からの引き渡し・再商品化に関する申込み(容り法・プラ法)
令和8年10月下旬	市町村等担当者説明会を開催
令和8年12月上旬	市町村からの引き渡し・再商品化に関する申込承諾書を発行
令和8年12月下旬～ 令和9年2月下旬	再商品化事業者の入札・選定(PETボトルは上期の入札・選定)
令和9年2月中～下旬	落札再商品化事業者の通知(素材によって通知時期が異なります。)
令和9年3月中旬	市町村からの引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送
令和9年3月下旬	市町村等へ契約書・覚え書き等の発送
令和9年4月	当協会との引き渡しに係る契約締結 落札した再商品化事業者への分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し開始

※時期については、変動する可能性があります。

以上

令和 8 年 6 月 19 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 【オンラインによる引き渡し量調査の回答方法について】

オンラインでの引き渡し量調査のご回答方法は、調査票の裏面及び以下をご参照ください。  
なお、末尾の「ご参考」令和 9 年度オンライン手続きの流れ」も併せてご覧ください。

### 1. オンラインご回答受付期間・時間

受付期間 : 令和 8 年 6 月 19 日 (金) ~ 7 月 17 日 (金)  
受付時間 : 7:00 ~ 23:00 (土日祝日も利用可能)  
受付期間中は、ご回答内容の修正が可能です。

### 2. オンラインに関するお問い合わせ先

引き渡し量調査のオンライン操作のお問い合わせは下記へお願いします。  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター  
電話 03-5610-6261  
FAX 03-5610-6245  
受付時間 : 10:00 ~ 17:00 (土日、祝祭日は除く。)  
※) オンライン受付時間とは異なりますのでご注意ください。

### 3. オンラインご利用の動作環境

(1) パソコン : Windows11

注) Windows Vista から利用可能となった JIS2004 及び JIS 補助漢字(JIS X 0212)の追加文字は本システムでは利用できません。  
追加文字は登録時にエラーメッセージが表示され、登録することができませんので、その際は、別の漢字に置き換えるか、かなで入力してください。

(2) ブラウザ : Windows 11 / Google Chrome、Microsoft Edge

注) Windows および Edge 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。

ログインにはブラウザのインターネットオプションの設定が必要な場合があります (設定内容は「オンライン手続き」画面の下欄「ログインできない場合はこちらをご確認ください」をクリックしてオンライン操作 Q & A を参照してください)。

(3) 印刷時に必要な環境

プリンタ

印刷用ソフト : Adobe Reader 9.0 以上

※ヘルプページでダウンロードできます。

※ブラウザの設定についてはヘルプページに詳しい説明があります。

(4) 推奨解像度等

推奨画面解像度 1024×768 ピクセル、推奨ブラウザフォントサイズ 中

## 4. オンラインの操作方法

### (1) ログイン

ブラウザのアドレスに <https://reinscp.jp> と入力してください。

また、当協会ホームページ (<https://www.jppra.or.jp>) の「オンライン手続き」からもアクセスできます。

「オンライン手続き」のページが表示されます。

「ユーザ IDをお持ちの方はこちらからログインしてください」の部分をクリックすると、下記のログイン画面が表示されます。

同封の「令和 9 年度市町村からの引き渡し量に関する調査 (容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法) の実施について」送付状に記載されている「ユーザ ID」「パスワード」を入力して、ログインボタンをクリックしてください。

## (2) 引き渡し量調査票入力開始

正しくログインできますと以下の初期画面が表示されます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

最新のお知らせ (10件まで表示、青字を選んでください)

お知らせはありません

令和8年度再商品化委託契約が無い場合は、実績報告の案内画面は表示されません

業務のご案内 (赤字の画面を選んで入力してください)

令和8年度 引渡実績報告

	当年度報告			
	令和 8/ 4	令和 8/ 5	令和 8/ 6	令和 8/ 7
締切日	令和 8/ 5/ 7	令和 8/ 6/ 5	令和 8/ 7/ 6	令和 8/ 8/ 5
ガラスびん	締切	締切		
PET ボトル				
プラスチック製容器包装	締切	締切		

令和9年度準備業務

業務	引き渡し量調査		委託申請
	受付中	未入力	
業務	受付中です		委託申請
締切日	令和 8/ 7/17		
調査票入力		未入力	
入力画面			

令和9年度準備業務の調査票入力の「未入力」(赤色表示)の部分をクリックしてください

必要に応じて操作説明書や印刷用ソフトがダウンロードできます

年間スケジュール

引き渡し量調査票入力画面で、最初に上段にあります「入力」ボタンをクリックすると質問が表示されますので、画面の説明に従って、【質問1】のご連絡先の入力を行ってください。入力後、画面左下にある「⇒次へ」をクリックすると、【質問2】へ進みます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

引き渡し量調査 SC05002

調査対象年度: 令和 9年度  
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

入力

照会

入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

調査対象年度: 令和 9年度 入力年月日: 令和 8年 7月 1日

当協会(指定法人)への令和 9年度の分別基準適合物の引き渡し量に関してお尋ねします。

【質問1】

市町村又は組合コード: 01001  
市町村又は組合名(カナ): ヨウキリサイクルシ  
(漢字): 容器リサイクル市

郵便番号\*: [0001] - [00000] 選択 \*半角数字

所在地(カナ)\*: ヨウキリサイクルシ (市区郡町村名) \*全角22文字以内  
\* 1パンチ1ゴウ (番地) \*全角27文字以内  
(ビル名) \*全角27文字以内

所在地(漢字)\*: 東京都 (都道府県)  
\* 容器リサイクル市 (市区郡町村名) \*全角22文字以内  
\* 1番地1号 (番地) \*全角27文字以内  
(ビル名) \*全角27文字以内

担当部署名\*: リサイクル部 \*全角20文字以内  
役職名\*: 部長 \*全角20文字以内  
担当者名(カナ)\*: ヨウキ タロウ \*全角20文字以内  
(漢字)\*: 容器 太郎 \*全角20文字以内

電話番号\*: [03] - [1111] - [2222] \*半角数字  
FAX番号\*: [03] - [1111] - [3333] \*半角数字  
E-mail\*: @bkc.jp \*半角英数字  
\*確認の為、以下に再入力ください。  
E-mail(確認): \*半角英数字

⇒次へ

入力ボタンをクリックすると、下の画面に引き渡し量調査の内容が表示されます

【質問2】では、回答者種別、申込みの有無と、(B) 引き渡し予定量の入力をお願いします。

令和9年度の引き渡し量調査の申込みの有無で「自ら申込み行う」と回答した市町村等は「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の有無」の予定への回答が必要となります。全ての入力が終わりましたら、内容を確認のうえ、画面右下にあります「次へ」ボタンをクリックしてください。

【回答者種別の区分について】

容り法における区分

- 「単独市町村」・・・ 自ら指定法人へ申込みを行う市町村。又は、いずれの一部事務組合等にも特定分別基準適合物(※)の分別収集を委任していない市町村
- 「代表市町村」・・・ 複数の他市町村を代表して、特定分別基準適合物の分別収集を行う市町村
- 「一部事務組合」・・・ 一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体
- 「構成市町村」・・・ 一部事務組合、広域連合、他市町村等に特定分別基準適合物の分別収集を委任し、かつ自ら申込みを行わない市町村

※特定分別基準適合物：ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、PETボトル、紙製容器包装（段ボール、牛乳パックは除く）、プラスチック製容器包装（容リプラ）

プラ法における区分

- 「単独市町村」・・・ 自ら分別収集物(32条)の指定法人への引き渡し又は認定計画(33条)の策定を行う市町村
- 「代表市町村」・・・ 複数の他市町村を代表して、分別収集物(32条)の指定法人への引き渡し又は認定計画(33条)の策定を行う市町村
- 「一部事務組合」・・・ 一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体
- 「構成市町村」・・・ 一部事務組合、広域連合、他市町村等に分別収集物(32条)の指定法人への引き渡し又は認定計画(33条)の策定を委任し、かつ自ら申込みを行わない市町村

※分別収集物：容リプラ、製品プラ、産廃プラ

「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の有無」の予定への回答において「有(期初から)」または「有(期中から)」または「無」のいずれかを選択してください。

ただし、年度中に容り法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しがなく、プラ法32条における分別収集物の引き渡しまたはプラ法33条における認定計画のみを予定している場合は、「有(期初から)」を選択してください。(引き渡し開始時期は問いません)

なお、引き渡し開始時期が期初であっても、保管施設が複数あり、容り法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しと、プラ法32条における分別収集物の引き渡しまたはプラ法33条における認定計画が混在する場合は、「有(期中から)」を選択してください。

「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の有無」について「有(期初から)」「有(期中から)」「無」のいずれかを選択してください

分別基準適合物	(A)第11期分別収集計画における分別収集見込み量(kg)(上段) 各自処理量(kg)(下段)	R07年度年間引違実績(kg)(上段)	(B)指定法人への引き渡し予定量(kg) ※過去の収集実績等を十分に勘案し、R07年度年間引き渡し実績を参考にして、できるだけ実際の発生した数字を記入してください。	非難理由
	R08年度引違量(kg)(下段)	該当する項目を選択	引き渡し予定量	※引き渡し予定量が「R07年度年間引違実績」又は「R08年度引違量」と大きく乖離する場合は、その理由を入力してください。 例) 収集範囲や分別方法の変更による影響

(B) 引き渡し予定量は、該当する項目を選択のうえ、素材ごとに数量を入力してください。「申込みの有無」で「申込みを行わない」を選択した場合は、全素材「申込みしない」が選択され、引き渡し予定量は入力不可となります。

※「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の有無」の予定への回答において「有（期初から）」を選択した場合、「プラスチック製容器包装」の引き渡し予定量については、下記の画面のように、自動的に「申込みしない」が選択され、引き渡し予定量は入力不可となります。

「有（期中から）」を選択した場合は、引き渡し予定量は入力可能です。

【質問2】

回答者種別※：星野市町村

申込み有無※：[申込みを行う] ▼

「申込みを行わない」方は以上で終了となります。  
「申込みを行う」方は(B)欄を入力してください。  
プラスチック分別収集物の申込みについて  
プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の有無※：  有 (  有 (期中から)  無 )  
有の場合「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）」の引き渡しに関する調査に入力してください。

該当する項目を選択してください

注：引き渡し予定量が「R7年度年間引渡実績量」又は「R8年度申込み量」と大きく乖離する場合は、乖離理由欄にその理由を入力してください  
例) 収集範囲や分別方法の変更による影響

分別基準品目	(A)第11期分別収集計画における分別収集見込み量(kg)(上段) 検出処理量(kg)(下段) ※部外品に報告された量が表示されています。	R07年度年間引渡実績(kg)(上段) R08年度申込み(kg)(下段)	(B)指定法人への引き渡し予定量(kg) ※R7年度実績を十分に勘案し、R07年度実績と乖離する場合は、できるだけ実態を反映した数字を入力してください。	引き渡し予定量(kg)	乖離理由
ガラスびん(無色)	3,320,000 30,000	3,124,830 3,201,000	全量※ ▼	3200000	
ガラスびん(茶色)	3,170,000 30,000	2,916,230 3,059,000	全量※ ▼	3050000	
ガラスびん(その他の色)	3,060,000 30,000	2,716,440 2,819,000	全量※ ▼	2820000	
PETボトル	8,410,000 0	7,202,400 7,501,000	特定事業者分のみ ▼	7500000	
紙製容器包装	0 0	- -	申込みしない ▼	0	
白色トレイ	0 0	- -	申込みしない ▼	0	
プラスチック製容器包装	26,600,000 0	26,029,610 26,495,000	申込みしない ▼	0	

注：ガラスびん(無色・茶色・その他の色)の引き渡し予定量は下段に入力してください。【制：14500→15000(kg)】

引き渡し予定量を入力してください

「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の有無」の回答において「有（期初から）」を選択した場合、自動的に「申込みしない」が選択されます

※「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化の有無」の予定への回答において

「有（期初から）」または「有（期中から）」を選択した場合、「次へ」ボタンをクリックすると、以下の【質問4】分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量に関する調査の画面が表示されます。

「無」を選択した場合は、以下の画面は表示されず、次ページ【確認画面】へ進みます。

【質問4】分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量に関する調査

1. プラスチック資源循環促進法に基づく引き渡しまたは再商品化を選択してください。

32条に基づく引き渡しを行う  
 33条の認定計画に基づく再商品化を行う  
 32条に基づく引き渡し、33条の認定計画に基づく再商品化の双方を行う

2. 分別収集物（プラスチック資源循環促進法32条）の引き渡し予定量  
※令和9年度の引き渡し予定量を入力してください。

分別収集物（プラスチック資源循環促進法32条）の内訳	令和9年度の指定法人への引き渡し予定量(kg) ※直近の収集実績等を十分に勘案し、できるだけ実態を反映した数字を入力してください。	引き渡し予定量
容器プラ	特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量) ▼	20000000
製品プラ	申込み ▼	7000000 kg
産廃プラ	申込みしない ▼	0 kg

3. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画  
※認定計画を申請された（予定も含む）場合は入力してください。

認定計画量・予定量（単年）総量		0kg
うち容器プラ	特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量)	0 kg
うち製品プラ及び産廃プラ	製品プラ	0 kg
	産廃プラ	0 kg

⇒次へ

いずれかを選択してください

該当する項目を選択してください

引き渡し予定量を入力してください

33条が有る場合、認定計画予定量を入力してください

「次へ」ボタンをクリックすると、【特記事項】の入力画面が表示されます。

協会へ連絡したい内容を入力してください。

期中で容リ法からプラ法（32条または33条）への引き渡しに変更する場合は、下記画面の例のように変更する時期を入力してください。

**【特記事項】**  
※製品プラ等の収集品目（プラ100%のみ、環境省の分別収集の手引きと同じ等）やペールの特徴（容リプラと製品プラが別々のペール）等を入力してください。また、期中で容リ法からプラ法（32条又は33条）の引き渡し変更する場合は、変更する時期を入力してください。  
令和9年10月からプラ法32条の引き渡しを実施する予定です。

\*全角450文字以内

※本調査票は令和9年度の申込み数量を把握し、予算策定する際の基礎データとなりますので、正確に記入してください。以上で調査は終わりです。「次へ」ボタンをクリックしてください。ご回答内容を確認の上、送信してください。

**次へ**

内容入力後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

確認画面が表示されます。

### 【確認画面】

<注意>

引き渡し予定量が「令和7年度年間引渡実績量」又は「令和8年度申込量」と大きく乖離する場合は乖離理由の入力が必要になります。乖離理由の入力がない場合、注意メッセージが表示されますのでメッセージが表示された場合は、「戻る」ボタンをクリックして前の画面に戻り、入力値をご確認ください。入力値に差が生じる場合は、その理由を「乖離理由欄」に簡潔に入力してください。

The screenshot shows the REINS-CP web application interface. The main content area displays a confirmation screen for the '引き渡し量調査' (Transfer Quantity Survey) for the fiscal year '令和9年度' (Reiwa 9th year). The survey target is '市町村又は組合コード：01001 容器リサイクル市'. A warning message is displayed: 'ガラスびん（無色）の引き渡し予定量は、令和8年度申込量に比べ、200トン以上の差異が発生しています。再度、入力値をご確認のうえ、差が生じる場合は、「戻る」ボタンを押下して前の画面に戻り、その理由を「乖離理由欄」に簡潔にご入力ください。' (The planned transfer quantity for colorless glass bottles is 200 tons or more higher than the Reiwa 8th year application quantity. Please re-check the input values. If there is a difference, please click the '戻る' button to return to the previous screen and enter the reason in the '乖離理由欄' (Deviation Reason Field) concisely.)

Callout ①: ①引き渡し予定量が申込量又は年間引渡実績と差異が発生している場合、メッセージが表示されます (If there is a difference between the planned transfer quantity and the application quantity or the annual transfer performance, a message will be displayed.)

Callout ②: ②「戻る」ボタンをクリックし、前画面に戻り、入力値を修正、または乖離理由を入力してください (Click the '戻る' button, return to the previous screen, correct the input values, or enter the deviation reason.)

### (3) 引き渡し量調査票入力 of 終了

次へボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容を確認していただき、間違いがなければ「登録」ボタンをクリックしてください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

引き渡し量調査 SC05002

調査対象年度：令和9年度  
市町村又は組合コード：01001 容器リサイクル市

入力 照会

引き渡し量調査 次へ SC05002

登録はまだ完了していません。  
以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

調査対象年度：令和9年度 入力年月日：令和8年7月1日

登録 戻る

【質問1】

市町村又は組合コード：01001  
市町村又は組合名(カナ)：ヨウキリサイクルシ  
(漢字)：容器リサイクル市  
郵便番号※：001-0000  
所在地(カナ)※：ヨウキリサイクルシ  
※1パンチ1ゴウ

内容を確認したら「登録」ボタンを押してください

登録ボタンをクリックすると、以下のメッセージが表示されます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

引き渡し量調査 SC05002

調査対象年度：令和9年度  
市町村又は組合コード：01001 容器リサイクル市

入力 照会

引き渡し量調査 登録 SC05002

ご協力を頂き、誠に有難うございました。  
今回の調査で申込みを行うと回答した方に申込みのご案内を送付いたします。(10月予定)  
オンラインで回答を行った場合は、「分別基準適合物(容器包装リサイクル法)の調査票」及び  
「分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し量に関する調査票」の送付は不要です。

以上で調査票の入力は終了です。受付期間中(令和8年7月17日まで)は、いつでも修正が可能ですので、修正が生じた場合には、TOP PAGE画面の「令和9年度 準備業務」の「入力済」をクリックすると修正が行えます。

#### (4) 引き渡し量調査票の印刷

右上の「照会」ボタンをクリックすると入力した内容が再度確認でき、同じ画面上から調査票の控えが印刷できます。

①「照会」ボタンをクリックすると、下に入力内容が表示されます

②「印刷」ボタンをクリックすると Adobe Reader が起動し、調査票の印刷画面が表示されます

Adobe Reader が無い場合は、ヘルプからダウンロードしてください

以下の印刷画面が2枚（「容リ法」と「プラ法」）表示されます。「印刷」ボタンをクリックして、プリンタに出力してください。（「プラ法」は次ページ参照）  
用紙のサイズはA3横で設定されています。

1 / 1 45% +

令和 9年度 分別基準適合物（容器包装リサイクル法）の引き渡し量に関する調査票  
※申込みを行わない場合でも、1. ～3. までご回答が必要です。太枠内をご記入ください。

【質問1】 1. 調査情報  
市町村又は一部事務組合コード: 01001  
市町村又は組合名称(カナ): ヨウキリサイクル市  
郵便番号: 001-0000  
所在地(カナ): ヨウキリサイクル市 1パンチ1ゴウ  
所在地(漢字): 東京都 容器リサイクル市 1番地1号  
担当者名(カナ): ヨウキ タロウ  
電話番号: 03-1111-2222  
FAX番号: 03-1111-3333  
E-mail: a@bc.jp

【質問2】 2. 回答者情報  
① 代表者氏名  
② 代表者職名  
③ 代表者住所  
④ 代表者電話番号  
⑤ 代表者FAX番号  
⑥ 代表者E-mail

【質問3】 3. 申込情報  
① 引き渡し予定の品目別引渡し予定量  
② 引き渡し予定の品目別引渡し予定量(kg)

【質問4】 4. 引き渡し予定量  
令和9年度の引き渡し予定量をご記入ください。

品目	単位	引き渡し予定量(kg)	引き渡し予定量(kg)
ガラスびん(無色)	kg	3230000	3124830
ガラスびん(茶色)	kg	3170000	3050000
ガラスびん(その他の色)	kg	3060000	2820000
PETボトル	kg	8410000	7202400
紙製容器包装	kg	0	0
白色トレイ	kg	0	0
プラスチック製容器包装	kg	2650000	2450000

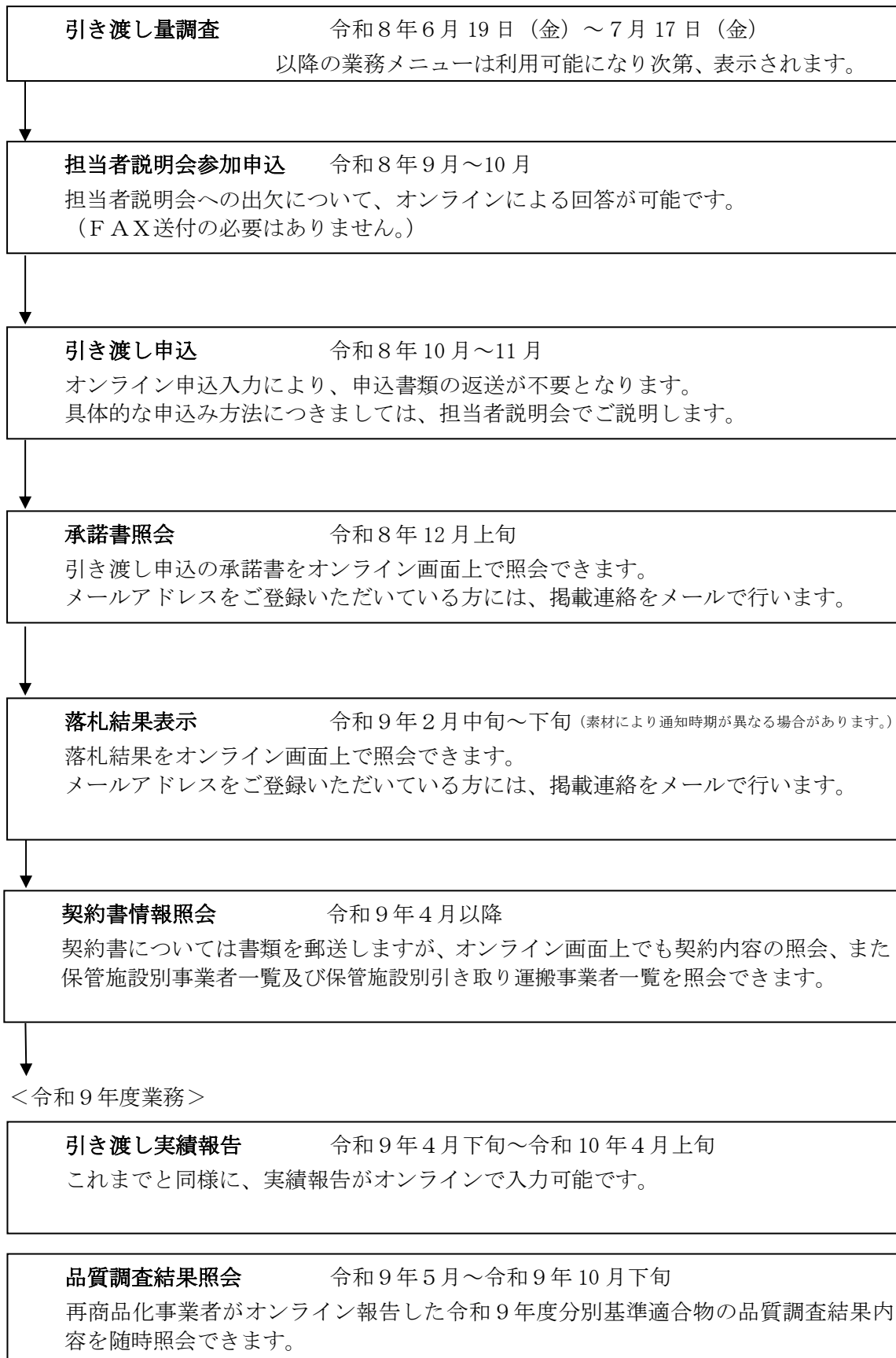
①「印刷」ボタン(プリンタの絵)をクリックして印刷してください



## ご参考) 令和9年度オンライン手続きの流れ

前述の引き渡し量調査以降の業務手続きに関しても、オンラインの利用が可能です。  
引き続き、オンライン手続きへのご協力をお願いします。

<令和9年度準備業務>



以上

## 紙による引き渡し量調査の記入方法について (分別基準適合物(容器包装リサイクル法))

紙での回答を行う場合、以下をご参照いただいたうえで、ご記入ください。記入後、同封の「返信用封筒」に「容り法」と記載の調査票(桃色)を入れてご返送願います。

申込みを行わない場合でも、調査票の「1. ご連絡先」「2. 回答者種別」「3. 申込有無」については、全ての市町村及び一部事務組合にご記入いただきます。

### 【質問1】

#### 1. ご連絡先

正確に記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

### 【質問2】

#### 2. 回答者種別

下記をご参照のうえ、該当するものを選択し、□に✓印を付けてください。

- ①単 独 市 町 村: 自ら指定法人へ申込みを行う市町村 又は、いずれの一部事務組合等にも特定分別基準適合物(注1)の分別収集を委任していない市町村
- ②代 表 市 町 村: 複数の他市町村を代表して、特定分別基準適合物の分別収集を行う市町村
- ③一 部 事 務 組 合: 一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体(市町村の方は該当しません)
- ④構 成 市 町 村: 一部事務組合、広域連合、他市町村等に特定分別基準適合物の分別収集を委任し、かつ自ら申込みを行わない市町村

(注1)特定分別基準適合物: ガラス製容器(無色・茶色・その他の色)、PETボトル、紙製容器包装(段ボール、牛乳パックは除く)、プラスチック製容器包装

#### 3. 申込有無

- ・該当するものを選択し、□に✓印を付けてください。
- ・「自ら申込みを行う」に ✓印を付けた方で、プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している場合には、「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」に ✓印を付けてください。
- ・「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」に ✓印を付けた方は、プラスチック資源循環促進法に基づく引き渡しの開始時期について「期初から」「期中から」のいずれかに ✓印を付けてください。

ただし、年度中に容り法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しがなく、プラ法32条における分別収集物の引き渡し又はプラ法33条における認定計画のみを予定している場合は、「期初」に✓印をつけてください(引き渡し開始時時期は問いません)。

なお、プラスチック資源循環促進法における分別収集物の引き渡し開始時期が期初であっても、保管施設が複数あり、容り法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しと、プラ法32条における分別収集物の引き渡し又はプラ法33条における認定計画が混在する場合は、「期中」に ✓印を付けてください。

- ・「2. 回答者種別」で「④構成市町村」に該当する方は、「申込みを行わない」に  印を付けてください。一部事務組合・代表市町村が代表となり、申込みを行う場合は、代表となる一部事務組合、代表市町村から回答されているかをご確認ください。

#### 4. 引き渡し予定量

当協会では、今回の調査結果に基づき、当協会における令和9年度予算及び再商品化委託単価の設定等を行います。調査時の引き渡し予定量（以下、「引き渡し予定量」という。）と実際の引き渡し量が大きく異なる場合、適正な再商品化委託単価の設定が困難になる等、再商品化業務遂行上の障害になることがあります。そのため、今回の調査でご記入いただく引き渡し予定量と実際の引き渡し量との差異ができるだけ小さくなるよう、直近の収集実績や選別時に取り除く異物の量等について十分にご勘案のうえ、ご回答をお願いいたします。

- (A) 第11期分別収集計画における令和9年度の分別収集見込み量（上段）うち独自処理量（下段）：  
貴市町村又は一部事務組合が都道府県に提出した第11期分別収集計画における令和9年度の分別収集見込み量と、うち独自処理量（指定法人に引き渡さず、市町村が独自に処理を行う予定量）を、ご参考までに印字しています。
- (B) 令和9年度の指定法人への引き渡し予定量（kg）：
- ・ 該当する項目の□に  印を付けたうえで、令和9年度に指定法人に対して引き渡しを行う予定量を、品目ごとにkg単位でご記入ください。
  - ・ 申込みを予定している素材の数量は、下記のとおり四捨五入のうえkg単位でご記入ください。  
ガラスびん →下3桁を四捨五入、PETボトル →四捨五入不要  
紙製容器包装 →下2桁を四捨五入、白色トレイ →下1桁を四捨五入  
プラスチック製容器包装 →下1桁を四捨五入
  - ・ 一部事務組合が引き渡しを申込み場合は、構成市町村の分を含めた一部事務組合全体としての引き渡し予定量をご記入ください。
  - ・ 市町村が複数の市町村を代表して引き渡しを申込み場合（＝代表市町村の場合）には、自らを含む全ての構成市町村の引き渡し予定量の合計をご記入ください。
  - ・ 分別収集計画における令和9年度の分別収集見込み量{(A)欄}を計上していない品目については、引き渡しを申込みことはできません。
  - ・ 「(B) 令和9年度の指定法人への引き渡し予定量」では、令和7年度の年間引渡実績量（中段）及び令和8年度申分量（下段）をあらかじめ印字していますので、引き渡し予定量算定の参考にしてください（令和7年度或いは令和8年度の申込が無い場合は「－」、令和7年度の年間引渡実績が0kgの場合は「0」を表示）。
  - ・ 「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」に  印を付け、「期初から」に  印を付けた場合、「プラスチック製容器包装」については「申込みない」に  印を入れ、(B) 引き渡し予定量については記入せず、**プラ法**と表示されている調査票（緑色）の「3. プラスチック資源循環促進法32条の引き渡し予定量」の「容リプラ」（又は認定計画を予定している場合は「4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画」の「うち容リプラ」）に予定量をご記入のうえ、両方の調査票をご郵送ください。**プラ法**と表示の調査票（緑色）の記入については、資料13をご参照ください。
  - ・ 「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」に  印を付け、「期中から」に  印を付けた場合、「プラスチック製容器包装」の(B) 引き渡し予定量については容リ法におけるプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量をご記入ください。また、**プラ法**と表示されている調査票（緑色）の「3. プラスチック資源循環促進法32条の引き渡し予定量」の「容リプラ」（又は認定計画を予定している場合は「4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画」の「うち容リプラ」）にプラ法の分別収集物として引き渡す期間の数量をご記入のうえ、両方の調査票をご郵送ください。**プラ法**と表示の調査票（緑色）の記入については、資料13をご参照ください。

**【指定法人への引き渡し予定量について】**

- 特定事業者負担分と市町村負担分双方（全量）：  
引き渡し予定量の記入の際には、引き渡し予定量の全量（市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方）をご記入ください。
- 特定事業者負担分のみ：  
『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要の「5. 特定事業者責任比率及び市町村負担比率」にある特定事業者責任比率を参考にしていただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となりますので、協会への引き渡しは行えません。
- 申込まない：  
申込みを行わない品目については、「申込まない」に  印を付けてください。引き渡し予定量の記入は不要です。

**【質問3】**

**【質問2】「2. 回答者種別」で「②代表市町村」又は「③一部事務組合」と回答した方のみご記入ください。**

- ①申込みを行う（指定法人への引き渡しを希望する）品目について○印、申込みを行わない品目について×印を全ての構成市町村欄に記入してください（空欄を残さないでください）。
- ②構成市町村名は令和8年度の既存データに基づいて印字しています。誤り・追加・変更等があった場合は、赤字で修正してください。

以上

# 容り法

令和9年度 分別基準適合物(容器包装リサイクル法)の引き渡し量に関する調査票  
 ※ 申込みを行わない場合でも、1. ～3. までご回答が必要です。太枠内をご記入ください。

【質問1】

記入例

1. ご連絡先 ※ご連絡先の項目を全てご確認ください。追加・修正がある場合、赤字でご記入ください。

市町村又は一部事務組合コード	00000	市町村名又は一部事務組合名	容器リサイクル衛生組合
郵便番号	〒 000-0000		
連絡先所在地	(カナ) ヨウキリサイクルシリサイクルマチ1パンチ1ゴウ (漢字) 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号		
担当部署	リサイクル部	追加・修正がある場合には、赤字で記入してください。	(カナ) ヨウキ タロウ ホウソウ ジロウ
役職	係長 主任		(漢字) 容器 太郎 包装 次郎
電話番号	03-1234-5678 6789		03-1234-9999
E-mail	youki@X X X . X X . X X		

【質問2】 2. 回答者種別、3. 申込有無及び4. 引き渡し予定量についてもご記入ください。

2. 回答者種別 ※□にチェックを入れてください。

①単独市町村  
 ②代表市町村  
 ③一部事務組合 (市町村の方は「③一部事務組合」以外を選択してください。)  
 ④構成市町村 (「④構成市町村」の方は、「3. 申込有無」で「申込みを行わない」にチェック)

※同封の資料3-1の「必ず、どちらかにチェックをしてください。」

3. 申込有無

自ら申込みを行う (「自ら申込みを行う」方は、下記 (B) 欄にご記入ください。  
 プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。  
 →プラ法引き渡し開始時期をチェックしてください。  期初から  期中から

申込みを行わない ※「申込みを行わない」方は、左記にチェックを入れたら終了です。

※「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」にチェックする場合、資料3-4の【記入例】を必ずご確認ください。

4. 引き渡し予定量 ※ (B) 欄に令和9年度の引き渡し予定量をご記入ください。

特定分別基準適合物	(A) 第11期分別収集計画における令和9年度の分別収集見込み量(上段)うち独自処理量(下段) ※都道府県に報告された量が印字されています。		(B) 令和9年度の指定法人への引き渡し予定量(kg) ※直近の収集実績等を十分に勘案し、R7年度年間引渡実績量(中段)、R8年度申込量(下段)を参考にして、できるだけ実態を反映した数字をご記入ください。	
	kg	kg	kg	kg
ガラスびん(無色)	1400000	0	1400000	0
ガラスびん(茶色)	1600000	0	1600000	0
ガラスびん(その他の色)	500000	0	500000	0
PETボトル	2000000	0	1800000	0
紙製	2000000	0	2000000	0
白色	2000000	0	700000	0
プラスチック製容器包装	2000000	0	4300000	0

該当する□にチェックを記入  
 申込みを予定している素材をkg単位でガラスびんは下3桁 紙容器は下2桁 白色トレイ/プラスチックは下1桁 を四捨五入してご記入ください。  
 申込みを予定している素材についても、チェックを入れてください。  
 「期中から」「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」をチェックした場合、分別基準適合物として引き渡す期間の数量をご記入ください。なお、「プラ法」と表示されている調査票(緑色)にも予定量を記入する必要があります。

「期初から」「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」をチェックした場合、「申込みをしない」にチェックを入れ、(B) 引き渡し予定量については記入せず、「プラ法」と表示されている調査票(緑色)に記入してください。



## 「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和 8 年度版）

### 1. 契約及び支払い方法

- ア) 分別基準適合物の引き取り及び再商品化についての市町村と協会の契約は、別途定める標準書式により、毎年度の初めに取り交わすこととします。  
 (特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」及び市町村負担分<sup>注)</sup>に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。)
- イ) 市町村負担分の引き取り及び再商品化をお申し込みいただく場合の市町村負担分の費用については、主務省が示す市町村負担比率にしたがい、引き取り実績に応じて再商品化実施委託料金をいただきます。ただし、主務省が示す市町村の負担割合が改定された場合には、上記の比率は見直しが行われます。
- ウ) 再商品化実施委託料金の支払いは、四半期ごとです。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。(例) 4～6 月引き取り分 → 7 月請求 → 30 日以内に振り込み
- 注) 特定事業者負担分と市町村負担分について  
 小規模事業者については再商品化義務者ではなく、小規模事業者が排出する容器や包装については市町村が処理責任を負います。この部分を当協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1 からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます。

### 2. 市町村への資金拠出

- ア) 容器包装リサイクル法第 10 条の 2 及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）を、「業務実施覚え書き」の記載内容に則り、対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）に拠出します。

### 3. 引き取りを行う量

- ア) 正式申込みは、市町村との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 20%以上の増減、なおプラスチック製容器包装は年間で 10%以上又は 1,000 トン以上の増減、PET ボトルは上期、下期の予定引き渡し量に対してそれぞれ 20%以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。

- イ) 市町村がア)の連絡を怠った場合、又は申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会  
(第6回) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG (第43回) 合同会合資料 (抜粋)

(想定量について)

- ・ 想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記(※)の事情を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前(前年度)に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。
- (※) 市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。

- ウ) 市町村負担分の再商品化を協会に委託しないで特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて協会に引き渡した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度の引き取りをお断りすることができるものとします。
- エ) 全国的規模で再商品化が可能な施設能力として、「再商品化見込み量」が告示されています。正式申込み量の総量が「再商品化見込み量」を超えるときには、個々の市町村の分別収集計画量に基づき調整を行うことがあります。
- オ) 協会は、各市町村において分別収集を実施するにあたり、全国的な計画量と実績量を勘案して対応を行っていただくため、四半期ごとに引き取り実績総量(全国)の情報を提供します。
- カ) 全国的な引き取り実績数量が、「再商品化見込み量」を超えた場合には、協会は引き取ることができません。その場合には、超過分について、市町村において保管を含めて対応をお願いいたします。
- キ) また、市町村からの引き渡し総量の実績が、『再商品化義務総量』と『特定事業者からの当該年度受託総量』の低い方の値に、小規模事業者分としての市町村からの再商品化受託量総量を加えた量を上回ることが見込まれる場合には、協議させていただきます。

#### 4. 再商品化実施委託単価

令和9年度については、市町村・特定事業者ともに全国一律の「再商品化実施委託単価（暫定値）」を10月以降にお知らせいたします。なお、参考値として令和8年度の再商品化実施委託単価（税抜き）を以下に掲げます。

① ガラスびん（無色）	11,600 円／トン	（ 11.6 円／kg）
② ガラスびん（茶色）	14,100 円／トン	（ 14.1 円／kg）
③ ガラスびん（その他の色）	21,000 円／トン	（ 21.0 円／kg）
④ P E T ボトル	6,500 円／トン	（ 6.5 円／kg）
⑤ 紙製容器包装	17,000 円／トン	（ 17.0 円／kg）
⑥ プラスチック製容器包装	71,000 円／トン	（ 71.0 円／kg）

#### 5. 特定事業者責任比率及び市町村負担比率

令和9年度の特定事業者責任比率及び市町村負担比率については、10月以降にお知らせいたします。なお、参考値として令和8年度の特定事業者責任比率及び市町村負担比率を以下に掲げます。

		特定事業者責任比率	市町村負担比率
ガラスびん	無色	94%	6%
	茶色	89%	11%
	その他の色	91%	9%
P E T ボトル		100%	0%
紙製容器包装		99%	1%
プラスチック製容器包装		99%	1%

#### 6. 引き取り条件（4素材共通事項）

##### 【分別基準の運用】

- ア) 法律では、同法に規定する分別基準を満たす必要があるとされていますが、実際の運用としては、協会の「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集を実施していただきます。
- イ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくこととなります。
- ウ) 品質改善について、本来は、市町村及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- エ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

##### 【安全管理責任】

- ウ) 市町村には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

##### 【引き取り単位及び頻度】

- カ) 分別基準適合物に定められている量は 10 トン車 1 台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別基準適合物は、10 トン車 1 台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、P E T ボトルの場合の積載トン数は 5.5～6 トン、その他プラスチック製容器包装の場合は 6 トン前後、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下「白色トレイ」という。）のみの場合は、0.3 トン前後となります）。

なお、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で 10 トン車での引き取りができない場合は、10 トン車以外での引き取りも可能です。

- キ) なお、日常的な引き取りについて、市町村からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。
- ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村から引き取りの申し込みを受ける際に、「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村の希望に添った対応を実施します。
- コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

#### 【指定保管施設】

- カ) 分別基準適合物の保管及び受け渡し施設は、本法律に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができません。また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご注意ください。

#### 【指定保管場所での積み込み責任】

- キ) 協会は、市町村から引き渡し依頼を受ける際に「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ク) しかしながら、当該容器包装を10トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

#### 【引き取り量の確認】

- カ) 協会は、市町村負担分を実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- ク) 市町村が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

#### 【残さの処理】

- カ) 分別基準適合物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行います。市町村は、残さが発生しないように「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

### 7. ガラスびんの引き取り

- ア) ガラスびんに関しては、法律では、「無色、茶色、その他の色のガラスびんの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかしながら、現状、多くの場合、無色、茶色、その他の色のガラスびんは各々異なるトラックで回収を行っています。
- イ) したがって、非効率的な輸送を避けるために、市町村には、今後もできる限り、色ごとに10トン車1台程度単位での搬出ができるように、ご協力をお願いいたします。

## 8. PETボトルの引き取り

### 【品質について】

ア) PETボトルの場合、品質を理由に引き取りをお断りすることはありません。

### 【「丸ボトル」の取扱い】

イ) 「丸ボトル」は、法律で規定している「圧縮」・「こん包」を行っていないものであるため、分別基準適合物とは見なされません。

ロ) しかし、市町村における分別収集への取り組みの実情を考慮すると、協会が法律上の解釈をもって一切の対応を否定することは、大きな社会的混乱を招きかねない状況にあります。

ハ) 以上の事情から、協会では「丸ボトル」についても申込みを受け付けます。

ニ) ただし、「丸ボトル」については輸送の効率性が損なわれる等の問題もあるため、「丸ボトル」で引き渡す場合の輸送コストは、全額市町村にご負担いただきます。また、「丸ボトル」を引き受けることができる再商品化事業者は限られていますので、ご注意ください。

## 9. 紙製容器包装の保管及び引き取り

### 【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

ア) 市町村が紙製容器包装を雑紙に含めて収集している等、容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

### 【指定保管場所の民間委託】

イ) 分別収集品を中間処理（分別基準適合物とするための区分け、圧縮等）し、指定保管場所に保管するまでは市町村の役割です。民間事業者のヤードを指定保管場所とする場合、事業者には本制度における役割分担を十分説明のうえ、市町村からの委託業務の範囲を明確にした委託契約を締結してください。

ロ) 再商品化事業者は協会が入札により選定しますので、市町村から指定保管場所を受託した事業者が選定されるとは限りません。特に、従来から古紙リサイクルを連携して実施してきた（新聞・雑誌等の圧縮保管を委託している等）古紙問屋へ指定保管場所の委託を行う場合等、説明不足による誤解が生じがちですのでご注意ください。

### 【紙製容器包装の引き取り形態】

ハ) 分別基準では、保管形態を「結束され、又は圧縮されていること」と定めておりますが、収集・保管量が比較的少なく、保管施設の設備面等から結束・圧縮が困難な場合にはフレコンでの引き取りも可能といたします。ただし、フレコンの準備は市町村でお願いいたします。

## 10. プラスチック製容器包装の保管及び引き取り

### 【ごみ袋の破袋】

ア) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物を除去し、更に容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

### 【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

イ) 市町村が容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

### 【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

ウ) 1つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることとします。複数落札事業者への引き渡し頻度は原則、毎月均等をお願いいたします。上期・下期のみといった偏った引き渡しは行わないようお願いいたします。

### 【「粉砕品・溶融品」の取扱い】

エ) 「粉砕・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉砕品・溶融品」は分別基準適合物とは見なされませんので、引き取りを行いません。

### 【「白色トレイ」の取扱い】

ウ) 「白色トレイ」は、原則として圧縮を行わず、袋詰めした形で引き取ります。引き取り後の作業上の負荷がかからないよう、できる限り大きな袋に詰め、また、二重袋にならないよう大袋の中の小袋は除去していただきますようお願いいたします。

カ) 白色トレイの材料リサイクルを行うためには、「白色トレイ」以外のトレイ（例えば、色柄付きトレイ等）が混入しないよう分別基準を遵守していただきますようお願いいたします。

キ) 「プラスチック製容器包装」に関して、「その他プラスチック製容器包装と白色トレイの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかし、白色トレイと、白色トレイを含まないその他プラスチック製容器包装の双方を分別収集する場合に、白色トレイとその他プラスチック製容器包装はそれぞれ個別に入札が行われるため、異なる再商品化事業者が引き取り再生処理を行うこととなります。したがって、再商品化事業者が円滑に引き取りを行うことができるよう保管の際にはそれぞれを区別、整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようをお願いいたします。

ク) 白色トレイの引き取りにあたり、再商品化事業者によっては、車載型減容車で通常より時間をかけて引き取りを行うことがありますので、ご了承ください。

### 【「白色トレイ」の材料リサイクル以外の手法による再商品化】

ケ) 白色トレイについて、材料リサイクルの再商品化能力が分別収集量を下回る等、白色トレイが材料リサイクルの事業者に落札されなかった場合には、材料リサイクル以外の手法により再商品化されることがあります。この場合も異なる再商品化事業者が再生処理を行うことがありますので、保管の際にはそれぞれ区別・整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようをお願いいたします。

コ) 白色トレイが材料リサイクル以外の手法で再商品化される時は、「その他プラスチック製容器包装」の分別基準と同様、「圧縮」・「こん包」を行った方が、輸送上効率的です。この場合、白色トレイとその他プラスチック製容器包装を別々に分別収集する市町村では、白色トレイについても「圧縮」・「こん包」し保管するようお願いいたします。

カ) また、同様の理由から、白色トレイのみ分別収集を行う市町村についても、圧縮機を利用できる場合には、白色トレイも「圧縮」・「こん包」していただきますようお願いいたします。

キ) なお、協会への引き渡し申込みの際に、白色トレイの圧縮・こん包の可否について伺います。

「可」と回答をいただいた市町村が、材料リサイクル事業者以外の事業者により落札された場合には、圧縮・こん包するようお願いいたします。

## 11. 本システムの運用に問題が生じた場合の調整

ア) 本システムの運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。更に、調整が困難な場合には、「容器包装リサイクル法第35条」の規定に則り、主務大臣が必要な措置を講ずることとなります。

以上

令和 8 年 6 月 19 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

(改定日：平成 18 年 12 月 1 日)

**分別基準について（分別基準適合物）**

(平成 18 年環境省令第 35 号、18 年 12 月 1 日改正)

**1. ガラスびん**

主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 洗浄されていること。
5. 無色のガラス製の容器、茶色のガラス製の容器及びその他のガラス製の容器に区別されていること。
6. 主としてガラス製のふた以外のふたが除去されていること。
7. 主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。

**2. PET ボトル**

主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てるためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 圧縮されていること。
3. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
4. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
5. 洗浄されていること。
6. ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。
7. ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。

### 3. 紙製容器包装

主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 濡れていないこと。
5. 結束され、又は圧縮されていること。
6. 主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）が混入していないこと。
7. 紙製のふた以外のふたが除去されていること。

### 4. プラスチック製容器包装

主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、この限りでない。
5. 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。
6. プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。
7. 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、洗浄され、乾燥されていること。

以上

令和 8 年 6 月 19 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

素材	改定履歴
ガラスびん	平成 28 年 10 月 25 日改定
PET ボトル	平成 29 年 10 月 30 日改定
紙製容器包装	平成 24 年 2 月 24 日改定
プラスチック製容器包装及び白色トレイ	令和 8 年 3 月 2 日改定

## 令和 9 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 9 年度については、下記の基準を用います。

### 1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の 3 区分に色分けされていること。
- ② 色ごとに 10 トン車 1 台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん 1 トン中の混入 g 数)	許容範囲の目安
① びんのキャップ	アルミニウム 30g	28mm 口径のアルミキャップで 20 個程度 50mm 口径のスチールキャップで 10 個程度
	スチール 50g	
	その他の金属 50g	28mm 口径のプラスチックキャップで 130 個程度
	プラスチック 500g	
② 陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さな破片 1 個程度
③ 石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④ 無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml 酒類びん 1 本程度
⑤ 色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml 酒類びん 2 本程度
⑥ ガラスびんの中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧ プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで

※ ガラスびん 1 トンとは 720ml 酒類びんで約 2,000 本になります。

(3) 分別上の留意点

① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンク等の内容物が入っているガラスびんです。

(注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。

② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。

(注) 口部を見ると判別できます。

③ はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。

(例：リキュール、ブランドー等のスモーク、イエロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)

④ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。

⑤ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。

⑥ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常どおり分別収集を行ってください。

⑦ 陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別ができません。

## 2. PETボトル

PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他環境省令で定める行為（こん包：環境省令平成18年度第35号で規定）を行うことをいい、圧縮され、結束材でこん包されたものをベールと呼びます。

### (1) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP又はPETバンド*
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPP又はPETバンドを使用してください。

### (2) ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。参考として、次のようなモデル事例を示します。

なお、実際に実施する分別基準適合物の品質調査は「PETボトル分別基準適合物（ベール品）の品質ランク区分及び配点基準」に基づいて判定されます。

項目		参考
ベール状態	① 外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	② ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③ ベールの解体性	解体が容易であること
与えるPETボトル類 再商品化に影響を	④ キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥ 中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧ 異物の入ったPETボトル	なし
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル	0.5%以下
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪ 材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫ アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬ ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭ 紙製容器類	なし
	⑮ その他夾雑物	なし

### 3. 紙製容器包装

#### (1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。  
 なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。  
 また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

#### (2) 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	12%以下 ※1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する
2) 食品残渣	付着していないこと ※2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようにする
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入 10%以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器（アルミなし）が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布繊維等の異物が混入しないようにする

※1. 古紙標準品質規格表に準拠

※2. 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

## 4. プラスチック製容器包装及び白色トレイ

### (1) プラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装のみを回収する場合に限る）

#### 1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという。）です。「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

#### 2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。  
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。  
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m<sup>3</sup>程度を目安としてください）。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

#### 3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) *	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

\* 寸法の 600×400mm、1,000×1,000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

\* 「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

\* 番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である プラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	
<b>【含めてはいけないもの】</b>		
<b>【異物等】</b> ① 汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等（*）が付着して汚れた物や生ごみ 土砂や油分等で汚れた物
② 指定収集袋及び市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③ 容り法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
④ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、紙製等の容器包装
⑤ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥ 事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器等
⑦ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外の金属、布、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧ 禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物：医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）等。 ・危険品：危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、ガラス類・陶磁器類及びその破片等怪我をする危険性があるもの。

（\*）分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ（白色トレイのみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

- ・原則として圧縮を行わず、透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2) 密封こん包に求められる性状

- ・衛生性：こん包はしっかり密封されていること。  
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂等で汚れていないこと。

3) 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm)	重量 (k g)	フィルムの厚さ
①1, 500×1, 200	2.5～3.0	25 μ
②1, 200×1, 000	1.7～2.0	25 μ

4) こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上（重量比）	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
<b>【異物等】</b> ① 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ土砂や油分等で汚れた物
② 非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	色物、柄物トレイ
③ 発泡スチロール製以外のトレイ	混入していないこと	PE、PP、PET、非発泡PS
④ トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
⑤ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑥ 水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上

令和 8 年 6 月 19 日

市（区）町村・一部事務組合  
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
PETボトル事業部

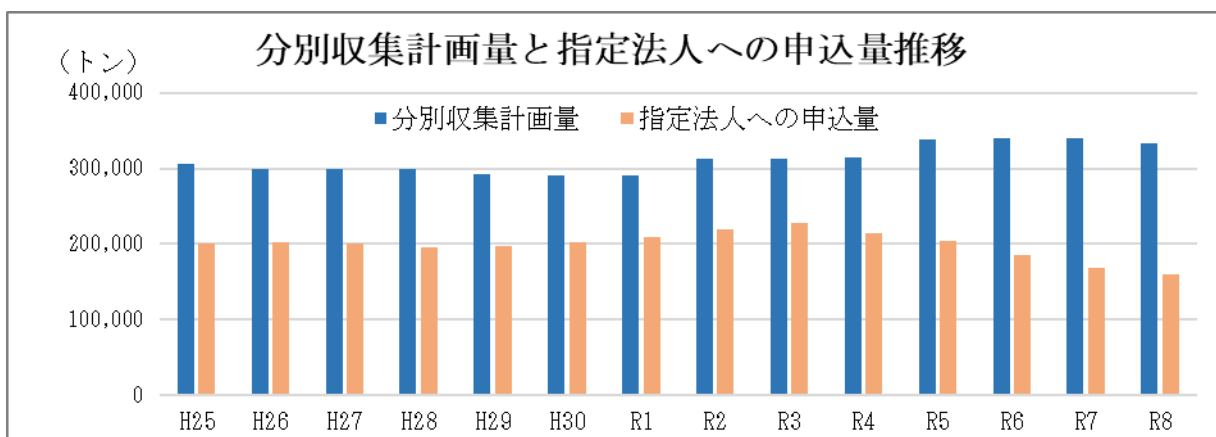
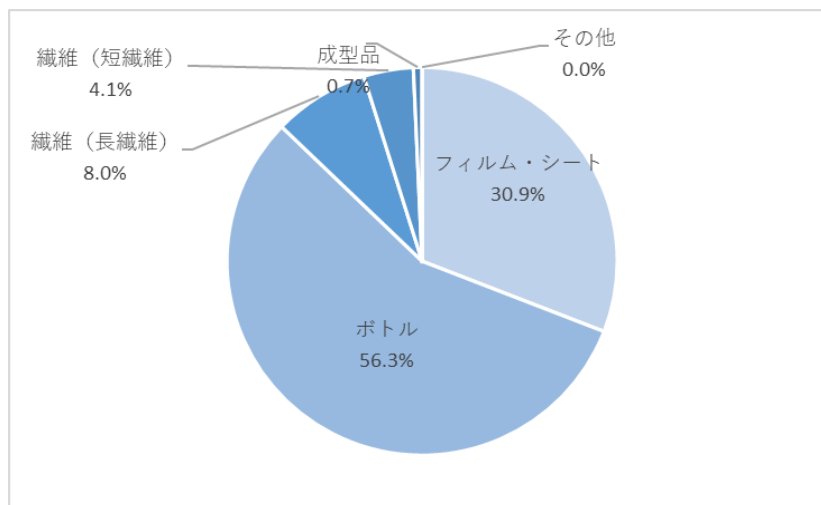
## PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等

### 1. PETボトルリサイクルの現状

令和 7 年度、全国の市町村及び一部事務組合から指定法人への使用済みPETボトルの引き渡し量は約 16 万 6 千トン、令和 8 年度の契約量は 16 万トンとなり、令和 4 年度のピーク（約 21 万 9 千トン）から減少に転じております。この背景にはPETボトルの引き渡しについて、容リルートから脱退し、独自処理へ切り替える市町村及び一部事務組合が増加している現状があります。

当協会の令和 7 年度 用途別 再商品化製品販売実績の割合は次項のとおりで、構成比はボトルが全体の 56.3%、フィルム・シートが 30.9%、繊維（長繊維・短繊維の合計）が 12.1%、成形品が 0.7%となっており、現状では、容リルートの約 60%がボトル向けの販売となっています。

令和 7 年度 用途別  
再商品化製品販売実績の割合



## 2. 指定法人ルートへ引き渡した場合の利点

### (1) リスク回避 (① 引き取り継続、② 財政面、③ 不適正行為) への貢献

当協会の入札により落札し、契約を締結した再生処理事業者が何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振替を行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、継続した引取先の確保が可能となり、引き取りが滞るリスクを回避します。

また費用面では、落札結果が逆有償であっても、再商品化実施委託単価の市町村負担分のみ（令和8年度は0%ですので、市町村の負担はありません）であるため、財政面のリスクを回避します。

更に協会によるきめ細かい再商品化管理により、不法投棄等の不適正行為リスクを回避します。

### (2) 指定法人による効率かつ厳格な再商品化管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に、再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用業者に納入された実績をもとに再商品化されたことを確認しています。当協会による一元管理によって、効率的かつ厳格な再商品化管理の実施が可能となります。

### (3) PETボトルリサイクル全体像の可視化

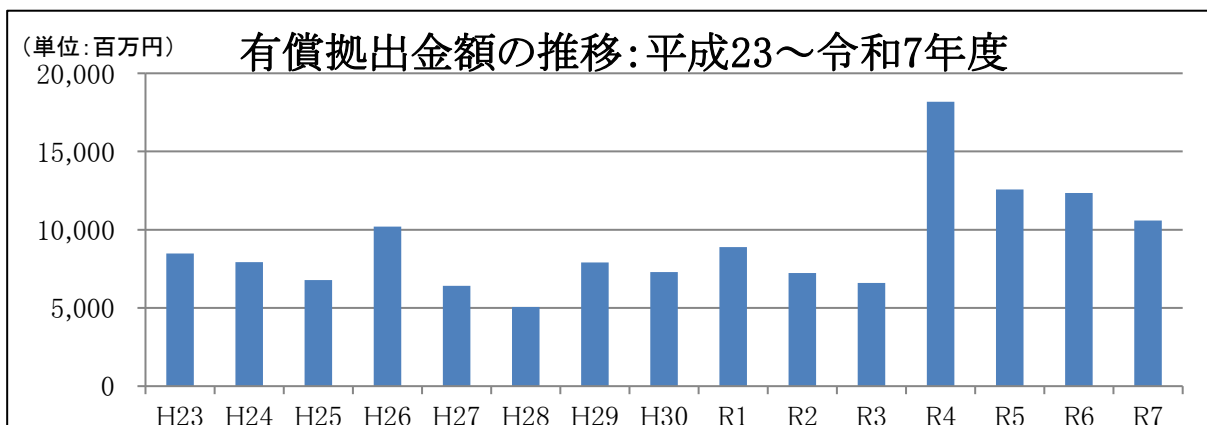
上記(2)のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については「わたしのまちのリサイクル」のコーナー（URL: <https://www.jcpra.or.jp/study/city/>）で、個々の市町村が引き渡した使用済みPETボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいて分かりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みPETボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を、市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

引き取りから再商品化の状況をまとめて可視化することで、全体としての現状が把握できるため、今後の課題整理や改善等の取組に貢献できる可能性が高まります。

## 3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

平成18年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（PETボトルの場合は上期又は下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額が、該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近3年間で令和5年度は約126億円、令和6年度は約123億円、令和7年度は約105億円となりました。市況や入札状況によって年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出しています。



なお、各市町村の有償拠出金の計算式は下記のとおりです。

＜PETボトルの有償拠出金の計算式＞	
上期拠出金額 ×	$\frac{\text{各市町村の「上期初契約委託単価×上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価×上期協会引取量」の全国計}} +$
下期拠出金額 ×	$\frac{\text{各市町村の「下期初契約委託単価×下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価×下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$
※上期・下期の拠出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております	

※有償拠出金は上記の計算式のとおり、期初の契約単価をもとに計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振替が発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拠出金の原資である拠出金額には多少の影響が出ます）。

#### 4. 異物混入防止のお願い

注射針や刃物類等の危険物、リチウムイオン電池等の電池類が分別基準適合物に混入すると再商品化事業者での労災事故や発火トラブルが発生しかねないことから、再商品化事業者への分別基準適合物の引き渡し時に混入させないように、市町村・一部事務組合の方におかれましても、ご対応くださいますようお願いいたします。

#### 5. 保管施設での引き取り作業等について

平成30年6月に改正された「働き方改革関連法」に基づき、自動車運転業務の時間外労働時間についても令和6年4月より上限規制が適用され、厚労省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」により、拘束時間等が強化されることとなりました。

これらの規制により、長距離輸送の人員確保のこれまで以上の困難さやコスト増、サービス低下が物流業界に大きな影響を及ぼすことが想定されるまでになりました。この問題が「2024年問題」と言われています。

当協会の再商品化事業は、競争入札によって当協会から委託を受けた再生処理事業者ないしはそのジョイントを構成する運搬事業者が、各市町村・一部事務組合の皆様から申込みを受けた保管施設へ分別基準適合物を引き取りに行くことになっています。

令和6年度は当協会においても、トラックドライバーの人員不足から契約外の運搬事業者へ再委託する契約違反の事例が1件発生し、当該運搬事業者との契約を解除する事態となったため、当協会としても改めて、契約外の運搬事業者への運搬の禁止の周知徹底や期中での運搬事業者の契約追加を速やかに認める体制整備、検査時におけるチェック体制の強化等の取り組みの強化を図っております。

また人材不足を背景として、積み込みや運転にまだ習熟していないトラックドライバーが引き取りに行き、保管施設内での積み込みや計量作業において、運搬車両と計量機器、保管施設内建屋との接触事故や、パッカー車等の他の車両と接触する事故も発生しています。

他にも、下記のケースが発生する可能性が想定されます。

##### ① 引き取り希望時間に分別基準適合物を引き取りに行くことが困難となるケース

上記のとおり、労働時間の規制による運送業界の人員確保の困難さから、市町村・一部事務組合の皆様が保管施設への引き取りに際し、引き取り希望の時間（例：8時から9時の間に引き取りに来て欲しい）どおりの対応が困難となる場合が想定されます。

- ② 引き取りを行う保管施設内での分別基準適合物の積み込み等、荷役業務が困難となるケース  
人員確保の困難さを起因として、運転資格は保有しているものの、積み込み機材の運転資格を保持していない運転手が、市町村・一部事務組合の皆様の保管施設へ引き取りに行かざるを得ない場合が想定されます。
- ③ 当日の引き取りキャンセル等で、市町村・一部事務組合側の責により、費用を請求されるケース  
市町村側の都合により、当日、引き取りキャンセルを行い、そのキャンセル費用の請求が市町村側に求められる場合があります。  
運搬事業者では予め、運行計画や事前の依頼に基づき、人員、車両配置、既に引き取りに伺うための車両移動の途中である場合は、当然ながら、その運搬事業者において従業員の労働に対する対価が発生していることをご認識いただく必要があります。  
令和8年4月に全面施行されている物流効率化法の「貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針」（令和七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）では、荷待ち時間等の短縮の取り組みや運転者一人当たりの1回の運送ごとの貨物の重量の増加、荷主として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項、施設管理者として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項等が記されており、運転者の運送及び荷役等の効率化への取り組みが求められています。  
上記に関し、市町村・一部事務組合の皆様におかれましても、再生処理事業者や運搬事業者の方から2024年問題改善に向けた効率化のための協議等、ご相談がありましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 6. 保管施設での梱包機器の故障事例の増加

現状、申込みされている市町村・一部事務組合の大半が指定保管施設内でPETボトルを収集、選別、圧縮梱包（バール化）まで行う設備を併設していますが、圧縮梱包機器が故障し、復旧まで引き渡しができない旨や、丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）による引き渡し変更のご相談が増加傾向にあります。

特に梱包機器の故障連絡が多く、「修理や交換に半年を要する」と修理業者から連絡を受ける場合があります。

背景としては機器の老朽化や、夏季にPETボトルの収集量が増大し、通常よりも長時間使用したことと過剰負荷が掛かり、故障に至った等の理由があげられます。

単体で交換可能な梱包機器を導入している施設が多いことから、梱包機器を複数保持しておくことや同一製品の梱包機器の保有事例が多いため、周辺の市町村・一部事務組合間で部品を融通し合うことができるか等の情報交換を図っておくことも有用です。

指定保管施設は、あくまでも分別基準適合物を引き渡す場所であることから、他に圧縮梱包が可能な代替施設があるか否か（圧縮梱包後は、指定保管施設へ各市町村・一部事務組合で移送する必要がある）を、予め調査しておくこともご検討ください。

また丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）での引き渡し依頼を当協会へ相談する前に、以下を想定して、可能かどうかの検討をお勧めします。

- ①フレコンの費用、運賃等は自治体負担になること
- ②フレコン（1トン袋）あたり、PETボトルが45kg～60kg程度しか積み込みができない
- ③ラベルやキャップ等異物を除去する必要があることから、人力での作業人員や時間、作業場所の確保が可能か否か
- ④フレコンを引き取りまで保管しておく置き場が確保できるか
- ⑤トラックでの積み込みにおいて、フレコンの積み込み作業は可能か否か

- ⑥積み込みをした場合、概ね10袋程度（5 t程度）となることから、運搬回数が増加する
- ⑦運搬事業者の対応が可能か否か
- ⑧急遽、フレコンでの引き渡しを行う再商品化事業者で、置き場等の受け入れが可能な体制か否か  
上記を踏まえ、市町村・一部事務組合のご担当者の方は、圧縮梱包機器が故障した時を想定した対応をご検討ください。

以上の点をご理解いただき、指定法人への申込みの検討をお願いいたします。

以上

令和 8 年 6 月 19 日

市（区）町村・一部事務組合  
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
P E T ボトル事業部

令和 9 年度 P E T ボトル分別基準適合物の品質調査見直しに関する進捗について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて本年 3 月 13 日付、日容包リ発第 7-327 号にてご案内いたしました「令和 9 年度 P E T ボトル分別基準適合物の品質調査の見直しについて」に関し、現在の進捗状況をご報告いたします。

通知のとおり、当協会では一部選定いたしました市町村・一部事務組合から引き取りした P E T ボトル分別基準適合物（べール品）を対象として、本年 4 月から 8 月にかけて、現行基準による通常調査と併せ、検討中の新配点基準に基づくテスト調査を実施しております。

これは、新たな配点基準の妥当性や公平性を検証し、より実態に即した評価体系を構築するための重要なステップとなります。今後はテスト調査の結果を詳細に分析し、その内容を踏まえて具体的な配点内容の最終的な見直しを進めてまいります。10 月以降には皆様にも具体的な配点内容を提示できるよう、鋭意取り組んでおります。

引き続き、本見直しへのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

今後の主なスケジュール（予定）

令和 8 年 4 月～ 8 月：

P E T ボトル分別基準適合物の品質調査（現行基準の通常調査＋新配点基準テスト調査）

令和 8 年 9 月以降：

テスト調査結果に基づく配点内容の最終的な見直し、具体的な配点内容の通知準備

令和 8 年 10 月～11 月：

市町村・一部事務組合の皆様への新基準のアナウンス

令和 9 年 4 月～：

新配点基準の運用開始

以上

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 P E T ボトル事業部  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル 2 階  
T E L : 03-5532-8691 F A X : 03-5532-8515

市（区）町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法）ご担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
代表理事専務 西山純生  
（公印省略）

### 令和 9 年度 P E T ボトル分別基準適合物の品質調査の見直しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年度引き渡し量に関する調査、令和 8 年度市町村申込資料に記載のとおり、平成 10 年度より P E T ボトルのべール品質調査を（保管施設ごとに）実施してまいりました。近年は市町村・一部事務組合の皆様により品質の改善が進み、令和 6 年度には全体の 95%が A 判定を獲得する結果となっております。

一方で、多くの保管施設が継続して A 判定を取得することで、調査が形骸化しつつあるという課題も指摘されています。現行の A 判定の範囲は 75 点から 100 点と広く、同じ A 判定であっても、品質には大きな差が存在します。

この点について、市町村・一部事務組合の皆様からも「A 判定の幅が広すぎる」とのご意見を多くいただき、評価の妥当性や公平性の観点から、見直しの必要性が高まっています。

前回見直しを実施した平成 28 年より、リサイクルを取り巻く状況や技術、品質の基準も変化しており、現状の実態に即した制度への見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、当協会では令和 9 年度から改定を目途に、品質調査の実施内容や評価項目等の見直しを実施いたします。

現時点では下記の内容で検討を進めており、市町村・一部事務組合の皆様に対しては次年度申込資料、また再商品化事業者の皆様に対しては 9 月以降、具体的な配点内容を提示できるように対応してまいります。

また見直しにあたり、各再商品化事業者及び各市区町村・一部事務組合に対して、令和 8 年度期中において令和 8 年度の品質調査を実施する際に、試験的に新配点基準での配点実施を依頼する場合がございますことを、予めご承知おきください。

なお、新配点基準でも品質調査を実施した市区町村・一部事務組合の方へは、新基準に基づく調査結果を提供することも検討しています。

敬具

記

#### （1）変更がない点

品質調査項目、品質調査手順はこれまでどおり変更はありません。

#### （2）変更する点

- ① 医療系廃棄物、危険品が混入した場合の評価

プラスチック製容器包装、紙製容器包装では医療系廃棄物、危険品が混入した場合はDランクとしていますが、PETボトルではこれまで医療系廃棄物、危険品が混入しても、判定には大きな影響を及ぼさない内容となっていました。

しかし、混入した場合は、当然のことながら再商品化事業者での火災リスクや労働災害の可能性が想定されます。

再商品化事業者の災害回避及び事業継続の観点も踏まえ、今後はプラスチック製容器包装や紙製容器包装と同様に、医療系廃棄物、危険品が混入した場合は評価点数にかかわらずDランクとし、各市区町村・一部事務組合へ改善を要請いたします。

ただし、引き取りについては、品質を理由にお断りすることはありません。

## ② 医療系廃棄物、危険品の定義

医療系廃棄物は主に感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針等。危険品の定義は、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ等怪我をする危険性があるもの。

## ③ 調査項目の配点の見直し

・主に目視で判断する項目の配点に関して、判定者の目視、主観により配点基準が大きく左右される内容を抑制（配点を小さくする）します。

外観汚れ、積み付け安定性に関する項目が該当となります。

・特に再商品化への影響、資源循環確保に関わる項目について重視（配点を大きくする）します。

キャップ付きPETボトル、テープや塗料が付着したPETボトル、アルミ缶・スチール缶、ガラスびん、陶磁器類の混入の項目が該当となります。

## ④ Aランクの細分化

現在の配点では75点以上からAランクとなっていますが、現状は大半がA判定となっており、Aの中でも品質のばらつきが見られることから、Aランクを更に細分化（A+、A、A-等）し、変更を加える予定です。

## ⑤ A+ランクの判定を受けた場合の対応

A+ランクの評価を受けた施設は、翌年度の品質調査の免除を行う予定です。

※あくまでも現時点（令和8年3月）で検討されている内容であり、今後、試験等を踏まえて追加・変更が加えられる可能性があることに、十分に留意をお願いします。

以上

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階  
TEL：03-5532-8691 FAX：03-5532-8515

令和 8 年 6 月 19 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

市町村からの引き取り品質ガイドラインの改訂内容について  
(分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物)

令和 8 年度より、分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物の引き取り品質ガイドラインについて、下記のとおり改定いたしました。

なお、経過措置として、令和 8 年度に実施する分別基準適合物及び分別収集物のベール品質調査では下記内容は適用せず、令和 9 年 4 月 1 日以降のベール品質調査より、ガイドラインの改訂内容を適用いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

1) 変更内容について

現在の分別基準適合物(プラスチック製容器包装)と分別収集物の関する引取り品質ガイドラインにおいて、混入しているガラス類、陶磁器類は、単なる異物として扱い、それらが破損した状態であった場合のみ禁忌品(危険品)として扱っておりました。

しかしながら、破損していない状態でガラス類、陶磁器類が混入した場合でも、リサイクル工程で破損する可能性があることから、ガラス類、陶磁器類は破損状態によらず、禁忌品(危険品)として扱うこととします。

なお、いずれの判定であっても、分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物に「含めてはいけないもの」への該当区分としては、引き続き変更ございません。

※ガイドライン改定に伴いベール品質調査での判定も異物から禁忌品へと変更となります。禁忌品及び禁忌品の有無評価については、令和 8 年 3 月 13 日送付、具体的業務手順の下記資料「評価項目と評価方法」及び「評価結果のランク判定」をご確認ください。

- ・令和 8 年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について  
(参考資料① プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法)
- ・令和 8 年度分別収集物の品質調査への協力依頼について  
(参考資料① 分別収集物のベールの品質評価方法)

2) 引き取り品質ガイドライン変更箇所

【分別基準適合物(プラスチック製容器包装)】

「4) ベールの品質基準【含めてはいけないもの】」より

・④他素材の容器包装

改定前	改定後※
備考	備考
金属、 <u>ガラス</u> 、紙製等の容器包装	金属、紙製等の容器包装 ※ <u>ガラス等の容器包装は禁忌品(危険品)として取り扱う</u>

・⑧禁忌品

改定前	改定後
備考	備考
危険品(*3) (*3) 危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、	医療系廃棄物：医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く。)等。 危険品：危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター

<p><b>ガラスの破片等</b>怪我をする危険性があるもの。</p>	<p>一、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、<b>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</b>、怪我をする危険性があるもの。</p>
-------------------------------------	---

【分別収集物】

「4）ベールの品質基準【含めてはいけないもの】」より

- ・③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
  - ア) 刃物等（\*5）
  - イ) リサイクル設備に影響を与えるもの

改定前	改定後
<p>備考</p> <p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<b>ガラスの破片等</b>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）</p>	<p>備考</p> <p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<b>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</b>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）</p>

- 3) ベール品質調査への適用開始時期  
令和9年4月1日

※令和8年度ベール品質調査（令和8年4月1日～令和9年3月31日実施）では、経過措置として、本改訂前にあたる「令和7年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」に準じた判定を実施しております。

以上

「市町村への再商品化合理化拠出金」について

1. 「再商品化合理化拠出金」の支払いについて

当協会は、再商品化業務の一環として、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に則った市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）の支払いを行っています。令和 7 年度分の合理化拠出金は、令和 7 年度に引き取られた全ての分別基準適合物の再商品化に係る手続きが完了した後、分別基準適合物の再商品化にあらかじめかかると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の 1 / 2 に相当する金額を、合理化拠出金の支払い原資とし、令和 8 年 9 月にお支払いする予定です（次の計算式参照）。

$$\left( \text{A 想定額} - \text{B 現に要した費用} \right) \times \frac{1}{2} = \text{C 拠出金}$$

資金拠出制度に関する仕組みの詳細については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページをご参照ください。

（URL : <https://www.jcpra.or.jp/law/contribution.html>）

令和 7 年度分の合理化拠出金における「想定額」は、「想定単価」（令和 2、3 年度の再商品化事業者への支払実績単価と令和 4 年度落札単価の 3 か年平均値。令和 5～7 年度の 3 か年固定適用）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみ対象であり市町村が負担している小規模事業者分は含まれません。）を乗じて算出されます。ただしプラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法ごとの「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。「想定単価」、「想定量」、「想定額」は、＜表 1＞のとおりです。

＜表 1＞ 「想定単価」、「想定量」、「想定額」（令和 7 年度分）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (トン)	想定額 (円)
ガラス びん	無色	6,315	93,177	588,410,355
	茶色	7,084	90,345	640,005,113
	その他の色	13,967	120,418	1,681,877,088
PET ボトル		4,615	169,151	780,632,354
紙製容器包装		2,676	13,248	35,452,450
プラスチ ック製容 器包装	材料リサイクル(トレイ)	62,253	302	39,233,006,797
	材料リサイクル(トレイ以外)	59,377	529,008	

	高炉還元剤化	39,364	15,744	
	コークス炉化学原料化	51,172	86,421	
	ガス化	47,177	58,528	

注1) 想定量は特定事業者負担分のみ 注2) 想定単価は消費税を含まず

一方で「現に要した費用」は、令和8年3月末までに引き取り6月末までに再商品化が終了したものを積算する仕組みで、令和8年7月まで確定できないため合理化拠出金の総額をお示しすることはできません。合理化拠出金の支払いがある場合は、再商品化に係る手続きが終了し、「現に要した費用」が確定した後の令和8年9月となります。

## 2. 「再商品化合理化拠出金」の配分方法について

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の1/2が配分され、「低減額」への寄与度に応じて残りの1/2が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、<表2>に示したとおりです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の1/2が按分されます（対象となるのは特定事業者負担分のみ）。

<表2> 合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度90%以上であって前年度に比べ2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のベール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／PETボトル／紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、当該指定保管施設の落札単価が、その再商品化手法の想定単価を下回った場合に配分対象になります。それぞれの保管施設における「かかる見込の費用」（想定単価と引き渡し量から積算）と「実際にかかった費用」（落札単価と引渡し量から積算）の差額を低減額とします。実際の配分は、{(想定単価×当該市町村の引渡し実績量)－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}(0以下の場合は0とする)の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の1/2が按分されます。

## 3. 令和6年度分の拠出実績

令和6年度におきましては、PETボトルのみ拠出されました。ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は、「現に要した費用」が「想定額」を上回ったため、合理化拠出金はありませんでした。

<表 3> 配分対象市町村数及び配分総額

(金額単位：円)

	ガラスびん (無色)	ガラスびん (茶色)	ガラスびん (その他の 色)	P E T ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	—	—	—	254,439,600	—	—	254,439,600
契約市町村数	1,025	1,073	1,339	1,019	141	1,142	1,592
引取実績有り市町村数	1,015	1,070	1,321	1,019	141	1,139	1,592
配分対象市町村数	—	—	—	1,019	—	—	1,019

#### 4. プラスチック資源循環促進法（32条・33条）による合理化拠出金への影響

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法（32条）により、令和5年度より製品プラスチック、産廃プラスチック、プラスチック製容器包装を一緒に集め、指定法人に引渡す運用が開始されましたが、合理化拠出金の対象となるものは、これまでと変わらずプラスチック製容器包装の特定事業者負担分のみとなります。又、プラスチック資源循環促進法（33条）により指定法人に引渡さず再商品化を行う認定再商品化計画においても同様にプラスチック製容器包装の特定事業者負担分のみが合理化拠出金の対象となります。

以上

令和 8 年 6 月 19 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）へ委託する際の手続き等について

令和 5 年 4 月より市区町村・一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は、プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物の再商品化を協会に委託することができるようになりました。

本資料は、協会に分別収集物の再商品化を委託する際の主な注意事項について取りまとめたものです。

【用語の定義と区分】

市町村等は、プラスチック容器包装廃棄物（容リプラ）と併せて容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別収集することができます。

また、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第 11 条第 2 項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるものに限る。）（産廃プラ）を併せて分別収集することができます。

それぞれの定義及び分別収集物のイメージを、以下に示します。

容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装リサイクル法施行規則第 4 条第 5 号及び別表第 1 の 7 の項に規定する主務大臣が定める商品を決める件（平成 19 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 3 号）第 1 項各号に掲げる物品であって、同告示第 2 項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第 11 条第 2 項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ
<p>なお、プラスチック使用製品廃棄物とは、プラスチック資源循環促進法第 2 条第 3 項に規定する、使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物になったものをいう。</p> <p>また、分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別収集することにより得られるものをいう。分別収集物の基準は、市町村が指定法人（協会）にその再商品化を委託する場合（プラスチック資源循環促進法第 32 条及び第 36 条関係）、環境省令第 1 条で定める基準に適合するものに限る。</p>	

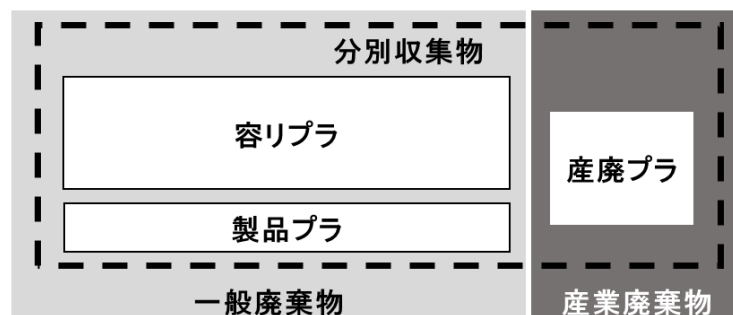


図-1 プラスチック使用製品廃棄物の全体像

(1) 「令和9年度市町村からの引き渡し量に関する調査」への回答

令和9年度に分別収集物を協会に引き渡すことを予定している市町村等は、令和8年6月19日に協会が送付する「令和9年度市町村等からの引き渡し量に関する調査」に同封された所定の用紙（令和9年度分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量に関する調査票）に必要事項をご記入のうえご返送ください（回答期限は7月17日）。事前にどのくらいの市町村等からどの程度の申込量があるかを把握するために必要です。本調査については、協会に引き渡す予定量でご回答ください。

(2) 「令和9年度『分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し』に係る申込み」への回答

令和9年度に分別収集物を正式に協会に引き渡すことを申込み市町村等は、令和8年10月下旬に送付の「令和9年度『分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し』に係る申込み」に同封された所定の用紙に必要事項をご記入のうえお申込みください（回答期限は11月下旬）。その申込数量に基づき再商品化事業者が入札を行い、落札事業者が決定後に令和9年度の契約を締結いたします。  
 ※申込みに当たっては品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）が必要になりますので、(4)をご確認ください。

(3) 分別収集と協会への引き渡しについて

- ①市町村等は環境省が定めた「分別収集物の基準」や「分別収集の手引き」等を参照し、「分別の基準」を策定し、住民へ普及啓発を行い、分別収集物を中間処理（選別・梱包・保管）し、「令和9年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料15）を基準として協会への引き渡しを行うようご準備をお願いします。
- ②協会への引き渡しに向けたスケジュールモデルを、下図に示します。住民への普及啓発や実証試験の準備期間等、引き渡し開始後にトラブルが発生しないよう十分な準備期間を確保するために、2年程度かかる見込みとしています。申込準備を行う際の参考としてください。

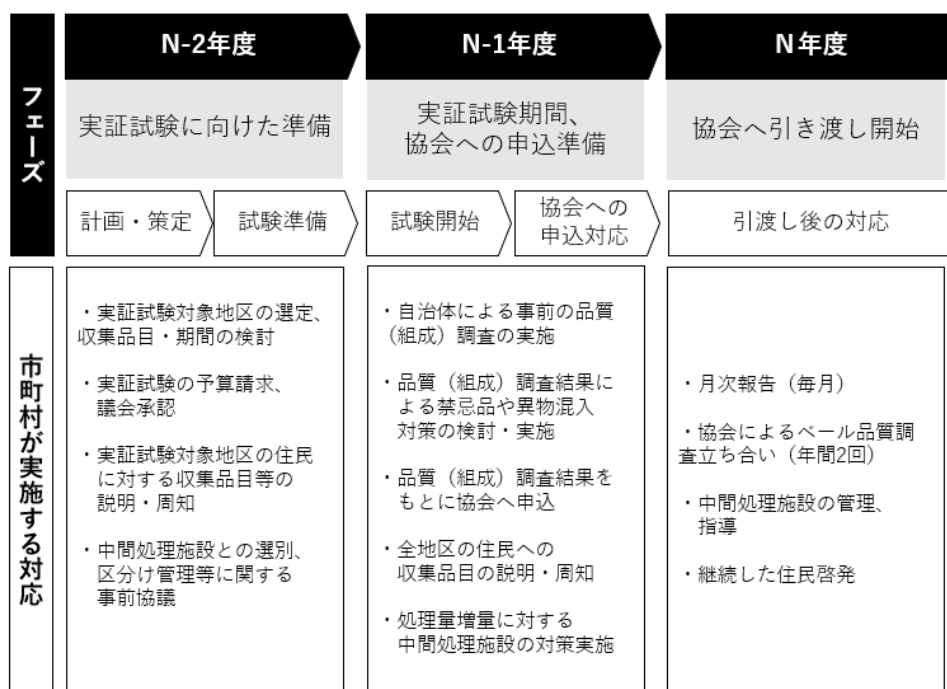


図-2 協会へ申込みまでのスケジュールモデル

③リチウムイオン電池を含む電子機器等、発火危険物の混入により再生処理事業者の保管施設や再生処理施設等で火災事故が発生するトラブルが例年多発しております。市町村等の責任において、リチウムイオン電池を含む電池類、ライター等の発火するおそれがある危険物をベールに混入させないよう、普及啓発や選別等を実施してください。該当市町村等へ改善を繰り返し要請したにもかかわらず、改善がなされない場合は、引き取りを中止させていただく、又は次年度の引き取りをお断りさせていただく等の措置を講ずる場合があります。

#### (4) 市町村等による品質調査の実施

- ①前記(2)の申込みを行う前に、引き渡し予定の保管施設ごとに容リプラ、製品プラのそれぞれの割合や、自らのベールの品質等を明確にするため、市町村等の判断において品質調査を実施していただきます。品質調査は「令和9年度申込時における品質調査(組成調査)の実施について」(資料16)を参考に実施してください。
- ②容リプラ、製品プラ、産廃プラを一括してベールにして協会へ引き渡す場合においても、特定事業者と市町村等の再商品化費用の負担割合を明確にするため、品質調査が必須となります。容リプラ、製品プラは品質調査で比率を算出することにより重量を把握する一方、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量(重量測定に基づく)で把握していただきます。産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な点があった場合は環境省(※)にご相談ください。
- ③前記(2)の申込時に事前に実施した品質調査に基づき、容リプラ、製品プラ、異物の秤量値から算出された容リプラと製品プラの組成比率をもとに申込数量を記載していただき、実施した品質調査結果の記録書を添付していただきます。容リプラと製品プラの比率の算出方法は資料16をご参照ください。
- ④令和8年度以前に分別収集物を申込んだ市町村等においては、令和9年度の申込みに向けて品質調査を実施する必要はありません。ただし、期初又は期中で収集方法・内容等の変更、収集エリアの変更、構成市町村の変更等により組成比率が大幅に変更する可能性がある場合は、変更等を行った年度を契約初年度として、自ら品質調査を実施していただく場合がありますので、その際は必ず申込開始までに協会にご相談ください。

#### (5) 品質調査比率の改定

- ①製品プラを初めて申込み・契約した契約初年度に限り、契約締結時は申込みいただいた時点での容リプラと製品プラの比率で契約を締結いたします。ただし、初年度4月から9月までの期間を目安に協会でも容リプラ、製品プラの比率を確認するために品質調査を実施し、その結果、契約締結時の比率が変動し改定する必要性が生じた場合には期中で比率を改定、下期(10月～翌年3月)より適用し、「変更契約書」を改めて締結いたします(改定の必要性が生じない場合は、申込時の契約が継続されます)。
- ②なお、契約初年度の下期に適用された比率は、市町村が次年度も申込みを継続する場合、次年度申込時の比率として適用され、その比率で1年間契約することになります。
- 例) 令和9年度契約締結⇒契約初年度は申込時点の比率を適用(上期の品質調査結果で比率が変動して改訂する必要がある場合は下期から変更)、令和10年度も契約締結⇒契約2年目となり、初年度に実施した品質調査の結果による比率が2年目に適用。令和11年度は申込みが令和10年10月のため、令和9年度下期の比率と令和10年度上期の比率の平均値が適用。

## (6) 製品プラ等の入札における上限価格の設定

- ①再商品化を実施する再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定します。市町村等は入札における製品プラ等の上限価格を保管施設ごとに設定することが可能となります。なお、製品プラと産廃プラの入札価格は同一とします。
- ②一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合は、指名競争入札を行います。指名競争入札を行う場合の選択肢として、次に示す事項をあらかじめ市町村等に選択していただくこととなります。落札選定や上限価格の設定に関しては「分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について」（資料 17）をご参照ください。
  - ア) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
  - イ) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
  - ウ) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する。

## (7) 市町村等が負担する再商品化コストについて

- ①協会にお申込みいただく場合、市町村等が負担する費用は以下のとおりです。
  - ア) 製品プラ等の再商品化に係る費用
  - イ) 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用  
(市町村負担分を申込まない場合は発生しません。)注) 容器包装リサイクル法における特定事業者負担分と市町村負担分について  
小規模事業者が排出する容器や包装については再商品化義務者ではなく、市町村が処理責任を負います。この部分を協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1 からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます（現行、特定事業者責任比率が 99%、市町村負担比率は 1 %）。
- ②製品プラ等の再商品化に係る費用は、以下の計算式で算出されます。  
市町村委託単価（再商品化事業者の落札単価＋協会経費（※1）単価）×引取実績量（※2）  
（※1）協会経費の考え方は資料 19 をご参照ください。  
（※2）引取実績量（製品プラ等）のうち、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量、製品プラは（引き渡し総量－産廃プラ）×製品プラ組成比率により計算された量となります。
- ③容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用は、以下の計算式で算出されます。  
分別基準適合物（容リプラ）で定めた再商品化実施委託単価×（引き渡し総量－産廃プラ）  
×容リプラ組成比率×市町村負担比率
- ④ ②の製品プラ等の再商品化に係る費用について、初年度は、協会が実施する品質調査により製品プラ比率の変動があった場合、下期において負担額が変動（増減）します（契約初年度の上期に引き渡しがあった場合）。また、年間の引き渡し総量の変動や期中における再商品化事業者の変更による負担額の変動（増減）等がありますので、予算確保に当たってはご注意ください。

(8) 契約と支払条件について

- ①製品プラ等に関して、申込時に算出いただいた申込量に基づき協会と市町村等との間で「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」を締結いたします。  
（容器包装リサイクル法に基づく容リプラに関しては、これまで通り、分別基準適合物の特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」と市町村負担分に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。）
- ②以下の場合、「変更契約書」を改めて締結いたします。
- ア) 契約期中で品質調査により容リプラと製品プラの比率の改定が生じた場合
- イ) やむを得ない事情で契約期中に再商品化事業者（運搬事業者含む）が変更となり、契約締結時の落札単価に変動が生じ、協会と市町村等で対応について協議した結果、変更に合意した場合
- ③市町村等への請求時期は、従来の容器包装リサイクル法に基づく容リプラの市町村負担分と同じ四半期ごとです。支払い請求書を受理された後 30 日以内にお振り込みいただきます。  
例) 4～6月引き取り分 → 7月請求 → 30日以内に振り込み
- ④契約初年度の第1四半期、第2四半期は契約締結時の組成比率に応じて請求を行いますが、協会の品質調査により組成比率の改定が生じた場合には、第3四半期、第4四半期は変更後の組成比率に基づき請求を行います。前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。
- ⑤当面は四半期ごとに請求を行いますが、今後製品プラ等の引取量が大きく増え、協会の資金繰りに影響が出るような場合には、四半期請求を見直す場合があります。その際は、あらかじめ書面にてお知らせしますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

(9) 申込みや契約の撤回について

市町村が申込みの撤回や、申込みをしたにもかかわらず自ら処分したり、第三者へ引き渡した場合、又は契約を撤回した場合には、次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることがあります。

(10) 産廃プラの再商品化を委託する場合の注意事項

再生処理事業者に引き渡すべールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを発行し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。  
詳細については「産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項」（資料18）をご確認ください。

(※) 【環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室】

TEL:03-5501-3153

(11) 合理化拠出金への影響

合理化拠出金の対象となるものは、これまでと変わらず、容リプラの特定事業者負担分のみとなります。

(12) 環境省のプラスチック資源循環促進法関連資料について（ご参考）

各種資料が特設サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/>）に掲載されております。併せてご確認ください。

① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について

（令和4年4月1日付環循総発第2204016号環境省環境再生・資源循環局長通知）

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf>

② プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki\\_bunbetsusyusyu.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf)

③ 再商品化計画の認定申請の手引き

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki\\_saishohinka\\_ninteishinsei\\_1.1\\_.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.1_.pdf)

以上

今後のスケジュール

令和8年度

	今後の主なスケジュール	製品プラ等特記事項
6月	下旬 令和9年度市町村等からの引き渡し量に関する調査の実施	※11月までに品質調査を実施し、その結果概要を申込締切までに協会へ提出する ※産廃プラを申込む場合は、原則、市町村等が排出事業者から引き取った量とする ※市町村が負担するコストは3つ ①容り法に基づく小規模事業者分（再商品化実施委託単価） ②製品プラ・産廃プラの処理コスト ③製品プラ・産廃プラの処理に係る協会経費 ※①③は10月下旬に通知予定。  ※製品プラ等の上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法を選択。  ※入札期間、落札事業者の通知は変更の可能性あり。
7月	下旬 令和9年度市町村等からの引き渡し量に関する調査の締切	
8月		
9月	下旬 市町村説明会の開催案内送付	
10月	下旬 令和9年度『分別基準適合物(容器包装リサイクル法)及び分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し』に係る申込書類を発送  市町村説明会	
11月	下旬 市町村等からの申込締切（品質調査結果の提出）	
12月	月上旬 市町村等からの申込みに対して承諾書を発行  中旬 再商品化事業者向け入札説明会	
1月	入札期間・落札選定期間(上限価格を踏まえ落札選定)	
2月	中～下旬 市町村等へ落札事業者の通知	
3月	中旬 引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送  下旬 市町村等へ契約書の送付	

令和9年度

4月	4月中 契約締結(4月から引き渡し・再商品化の実施)	※2年度目は初年度に協会が実施した品質調査結果を適用する。
5月	原則毎月5日に引き渡し実績量報告(産廃プラは原則市町村等が排出事業者から引き取った量)	
7月	5日(6月分の実績報告)の報告で第1四半期の数量が確定  下旬 第1四半期の請求書(容り分・製品プラ等分)を発送	
8月	下旬 第1四半期分の支払期限	
10月	初年度の4～9月に協会で品質調査を実施 第3四半期(10～12月)の支払より協会の調査結果を適用する。  (以下省略)	

令和 8 年 6 月 19 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和 9 年度 分別収集物を申込む際の注意点とトラブル事例

当協会では、令和 5 年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32 条に基づいた再商品化業務を開始しておりますが、令和 7 年度より、新規で分別収集物を申込む場合は、事前の品質調査（組成調査）の実施が必須となっております。11 月の申込みの際には、当協会に品質調査結果をお送りいただくこととなりますので、ご認識のほどよろしくお願いいたします。

近年は、リチウムイオン電池等の混入による発煙発火事故も多く発生しております。つきましては、住民への啓発及び中間処理施設での禁忌品含む異物の除去をお願いいたします。

また、過去に一部の市町村等で引き渡しに関するトラブルが発生し、再商品化業務に多大な影響を与える事態がございました。

以下にて、市町村等に実施していただく事項及び過去に発生したトラブルの詳細をまとめておりますので、分別収集物を当協会に申込む予定の市町村等においては必ず内容をご確認のうえ、対策をお願いいたします。

また、環境省から発出された参考資料①「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）」も、併せてご確認ください。

なお、当協会では市町村等でトラブルが発生した場合、改善計画書を提出していただき、改善計画書の内容が確実に実施されているかを確認します。改善の見込みがないと判断した場合は、業務実施契約書及び業務実施覚え書きに基づき、当年度中の引き取りの留保及び次年度以降の申込みをお断りする場合がございます。

### 1. 市町村等に実施していただく事項

#### (1) 市町村等による品質調査の実施

容リプラと製品プラの比率を明確にするため、新規でお申込みをする場合は、事前に品質調査を実施のうえ申込みを行ってください。調査結果は 11 月の申込時にご提出いただきます。

品質調査の実施は、組成比率の把握だけでなく、異物や禁忌品の混入状況を把握し、今後の市民啓発や中間処理での対策を実施するうえでも有効な方法となります。

#### (2) 製品プラの収集品目の選定

製品プラの収集品目を選定するにあたり、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参考にすることになりますが、手引きにある「含めてはいけないもの」の混入防止について十分な啓発を行っていただくとともに、住民の排出状況や中間処理施設での選別状況を踏まえ、収集品目は慎重に決定してください。

特に、収集対象をプラ 100%のものに限定せず、玩具や一部金属が付属しているプラスチック製品等「原材料の大部分がプラスチックであるもの」を収集対象としている場合は、リチウムイオン電池を含む電子機器等や、金属等の異物が増加する可能性があります。これらの異物混入を防止するため、住民啓発や中間処理施設での確実な除去を徹底してください。

リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止が徹底できない場合は、別の対応策として「原材料の全部（100%）がプラスチック製のもの」だけを収集対象にすることや、「リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品のごみステーションでの分別収集」等を実施してください。

### (3) 中間処理施設の管理

中間処理施設では、分別収集物の選別及び保管を適正に行うとともに、処理が適切に行われているかを市町村等が自ら管理してください。特に中間処理施設が他の市町村等と同じ施設で中間処理・保管を行う場合、他市町村の収集されたプラスチックや出来上がったベールが混入しないよう、中間処理を行う日を分ける、出来上がったベールに目印をつける、出来上がったベールの置き場所を分けるといった区分け処理・区分け保管の徹底をして、引き渡すベールに間違いが発生しないよう対応してください。

また、中間処理施設の能力（適切に選別されたベールを作ることが可能な能力）を把握し、分別収集物の収集量が中間処理施設の能力を上回る場合は、中間処理施設への変更や中間処理施設の追加を実施してください（例えば、1,000 t の処理能力を持つ中間処理施設が 2,000 t を処理することになった場合、適正な選別や管理がされていないベールを再生処理事業者に引き渡すことになり、異物の増加や、引き渡しベールの間違いが発生する可能性があります）。

中間処理施設が委託先かつ複数の市町村の中間処理を実施している場合、年度ごとの契約によって中間処理を実施する市町村数が増減する可能性があります。必ず該当の中間処理施設の委託量を確認し、委託量が処理量を超える場合は、委託をした市町村間で委託量が処理量に収まるよう調整をしてください。更に運搬事業者を長時間待機の防止や、複数の再生処理業者が落札した場合の振り分けに乖離がでないよう、引き渡しに関する管理業務を中間処理施設に一任するのではなく、市町村等の担当者が自ら管理し、中間処理施設、再生処理事業者と連携して業務を実施してください。

### (4) 市民啓発の実施

ホームページや広報誌での周知や説明会の実施等、効果的な住民啓発を実施し、リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の混入防止に努めていただくようお願いします。

住民が排出した禁忌品を、中間処理施設で全て除去することはできません。効果的な住民への啓発を実施し、禁忌品を排出しないような対策を実施してください。

なお、当協会のホームページに、リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止事例集やポスター・チラシのデータ、YouTube 動画等をご用意しておりますので、是非ご活用ください。

容リ協会ホームページ : <https://www.jcpra.or.jp>

### (5) 中間処理施設での禁忌品及び異物の除去

リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の除去を徹底してください。

また、住民からのプラスチックの収集量と中間処理施設で出来上がった分別収集物の量から、残渣率の平均値を把握する等、中間処理施設で適正な異物除去が実施されるよう管理してください。

平均値を下回るようであれば、選別が行き届いていない場合がありますので、日頃より管理してください。

## 2. 過去に発生したトラブル事例

### (1) 引き渡しベールの間違い

該当の保管施設は、複数の市町村等の中間処理施設であり、A市（容リ法における容リプラのみ）を落札している再生処理事業者に誤ってB市（プラ法における分別収集物）のベールを引き渡してしまいました。更に、B市の引き渡してしまったベールは、中間処理前のベール（中間処理業者が市のストックヤードから引き取る前に、積載効率を上げるため市のストックヤードで選別無しの圧縮梱包を実施していた）であったため、混入していた金属の棒等によって、再生処理事業者の破碎機が損傷する事態が発生しました。

(2) 引き渡されたベールに異物や禁忌品の混入及び発煙・発火トラブルの発生

異物除去が不十分なことにより、再生処理事業者の施設でリチウムイオン電池を含む電子機器等が原因で発煙・発火トラブルが発生。また靴底、金属片等の異物が検出されました。

(3) 指定保管施設ではない場所での引き渡し

当協会の契約では「指定保管施設で引き取ること」と規定されておりますが、実際には指定保管施設から少し離れた別の倉庫で引き渡されていました。

(4) ベール引き渡し時におけるトラブル及び引き渡し量の乖離

①落札事業者間の不適正な引き渡し配分

1つの保管施設を複数の再生処理事業者が落札した場合は、落札量に応じた割合で引き渡すことが必要となりますが、落札量に応じた配分ができておりませんでした。

②ベールを引き取りに行った運搬事業者の長時間待機

ベールを引き取る際、運搬事業者が長時間待たされることが度々発生し、最長で13時間待機が発生しました。

③引き取りの直前での追加、キャンセル

引き取り日の前日など直前になって、運搬車両の追加やキャンセルが度々発生しました。

④トラックへの積込量不足

通常10t車に32ベールを積載するところ、半分の16ベールしか積まれませんでした。

上記①～④のような状況が発生した場合、再生処理事業者は運搬事業者の配車計画や人員の配置等を含めた操業計画通りの操業が困難となり、また、運搬事業者にその保管施設からの引き取りを断られてしまい、引き取りができなくなる可能性もあります。

(5) 引き取り品質ガイドライン違反

①粉碎状態での引き渡し

市町村からの引き取り品質ガイドラインの基準を逸脱した「破碎・粉碎」状態であったことがベール品質調査段階で見つかり、ベール品質調査の中止、「破碎・粉碎」状態の改善を要請する事態が発生しました。

②PETボトル混入による品質低下

プラスチック製容器包装とPETボトルの一括回収をしている市町村等において、プラスチック製容器包装引き渡しの際に異物となる「PETボトル」の除去が不十分であることにより、ベール品質調査の連続した不合格、及び発火危険物の除去不十分による発煙・発火トラブルが多数発生しました。

以上のようなトラブルを防止するためには、禁忌品混入防止対策（住民への啓発や中間処理施設での除去）や、自治体が主体となって中間処理施設の管理を行う必要があります。

特に分別収集物を引き渡す場合、禁忌品を含む異物が増加する可能性があり、従来の容リプラを引き渡す以上の対策、管理が必要となります。

以上

環循総発第 2404252 号  
令和 6 年 4 月 25 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局  
総務課容器包装・プラスチック資源循環室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）

日頃より、循環型社会や脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題の解決などに向けて、各都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む、以下同じ。）においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組を推進いただき、心より御礼を申し上げます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行から 2 年が経過し、令和 6 年度末には、プラスチック資源循環促進法に基づき、容器包装のみならず製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施する市区町村数は約 100 となる見込みです。こうした先駆的な市区町村の取組によりプラスチックの資源循環が進展しているものと考えています。

さて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見されます。これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、管下市区町村に速やかに伝達いただくとともに、取組の徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 不適正事案の概要

令和 5 年 4 月にある市区町村が引き渡した廃プラスチックベールを、再商品化事業者が施設内設備に投入したところ、金属の棒（直径 3 センチ、長さ 30 センチ程度）の混入により破砕機の刃が破損する事故がありました。同ベールには、引取り予定の市区町村とは異なる市区町村の指定収集袋が未破袋で入って

いたほか、異物も多く検出されました。また、他の再商品化事業者では、ベール内へのリチウム電池内蔵製品の混入による発煙トラブルも発生しました。

本事案の原因としては、中間処理事業者が複数の市区町村から中間処理の委託をされており、自ら管理できる量を超えて処理を実施していたこと、市区町村による監督が十分ではなかったこと等が挙げられ、異物の除去や市区町村ごとの適切な管理が徹底されていなかったと考えられます。

## 2. 適正な中間処理及び再商品化の確保に向けたポイント

プラスチック使用製品廃棄物を新たに分別収集するなど分別収集量の拡大を図る際には、

(1) 自ら又は委託先を確保して中間処理を行い、再商品化事業者に引き渡す方法、

(2) プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定を活用することで、市区町村による中間処理工程の一体化・合理化を行い、直接再商品化事業者に廃プラスチックを運搬し、再商品化する方法

のいずれかが選択肢となります。中間処理や再商品化を適正に行うために留意いただきたい事項をそれぞれ以下のとおりまとめましたので、業務の実施に当たって参考としてください。

### (1) 自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合

自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合には、以下の点に留意して適切に中間処理を実施してください。新たな中間処理事業者への委託や中間処理委託量の変更等、これまでと異なる対応を行う場合には、中間処理事業者と綿密に連携を取り、事業が安定するまで丁寧に指導を行うことも重要です。

#### ① 中間処理事業者の確保

- ・短期的に適切な中間処理事業者が確保できない場合は、委託予算の積増し、自区内での中間処理業者の誘致等の対応策も検討すること。なお、民間事業者に対するリサイクル設備の導入補助事業等の財政支援措置の活用も考えられるので、環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室まで御相談ください。
- ・中間処理事業者の選定に当たっては、機器の処理能力のみならず、ベールの保管場所や運搬車の引渡し場所及び待機スペース等を確認すること。また、廃プラスチック以外の資源を扱う事業者の場合は、他の資源の動線や保管場所もあわせて確認すること。
- ・市区町村が委託する中間処理事業者に関して、その中間処理事業者が複数

の市区町村の委託を受け中間処理を行う場合は、各市区町村からの受入量を中間処理事業者とともに確認をし、無理のない受入量となっているかどうかを確認すること。

- ・市区町村と中間処理事業者の委託契約後に新たに処理の委託を受けた結果、中間処理事業者の管理能力を超え円滑な処理に支障を来す可能性が考えられる。そのため、中間処理事業が新たな委託契約を結ぶ際には、事前に市区町村に相談・連絡する等の取決めを結ぶこと。

## ②中間処理の運用面での対応

- ・中間処理事業者により異物の除去や廃プラスチックベールの適切な管理が行われるよう、監督を行うこと。なお、抜き打ちで中間処理事業者の立入検査を実施することも考えられる。
- ・中間処理事業者において、複数の市区町村の中間処理・保管を行っている場合には、市区町村及び工程（処理前・処理後等）ごとに保管場所や処理ラインを分ける等の対策を行うこと。なお、市区町村や工程ごとに色の異なるビニールひもをベールに巻き、区別しやすくする方法等をあわせて実施すること。
- ・各自治体から中間処理事業者への引渡し量の時期的な変動があること（特に年始は回収量が増加する傾向がある。）を前提に、事前に中間処理事業者と調整の上、年間の処理・保管等に係る計画を作成すること。

## (2) プラスチック資源循環促進法第 33 条に基づく再商品化計画の認定を活用する場合

認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要があります。

特に、再商品化事業者によりリチウムイオン電池等の再商品化を著しく阻害するものの混入する可能性を低減するため、市区町村による市民への異物混入防止に向けた周知・啓発の強化、収集段階での除去等の対策の実施、再商品化事業者による異物選別の強化等、市区町村と再商品化事業者でよく連携し、対応を検討してください。

再商品化計画の認定の申請を行う場合、申請書類の事前相談等を完了させた上で、下記期日を目途に申請が必要となります。計画開始までは1年以上かかりますので、早めに検討を開始していただき、不明点等があれば環境省各地方環境事務所資源循環課まで御相談ください。

	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者の場合	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者ではない場合
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含む場合	再商品化計画を開始する前年度の6月末	再商品化計画を開始する前年度の6月末
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合	再商品化計画を開始する前年度の6月末	再商品化計画を開始する日の3ヶ月前

なお、再商品化計画の申請等に関して、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和5年1月）」<sup>1</sup>に詳細を記載していますので、そちらも御参照ください。

以上

<連絡先>

環境省 環境再生・資源循環局  
 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室  
 電話：03-5501-3153  
 メール：plastic-circulation@env.go.jp  
 容リ法担当：朽網、牧  
 プラ法担当：瀬口、島居

<sup>1</sup> 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和5年1月）」の掲載ページ

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki\\_saishohinaka\\_ninteishinsei\\_1.1\\_.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinaka_ninteishinsei_1.1_.pdf)

令和 8 年 6 月 19 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 紙による引き渡し量調査の記入方法について (分別収集物 (プラスチック資源循環促進法))

「分別収集物 (プラスチック資源循環促進法) の引き渡し量調査」については、プラスチック資源循環促進法に基づき、分別収集物 (プラスチック資源循環促進法 32 条) を当協会へ引き渡す予定、又は国の認定計画 (プラスチック資源循環促進法 33 条) を申請 (予定含む) している市町村及び一部事務組合を対象とした調査です。上記に該当しない場合には記入・返送不要です。

「分別収集物 (プラスチック資源循環促進法) の引き渡し量調査」について紙での回答を行う場合、以下をご参照いただいたうえで、左上に **プラ法** と表示されている調査票 (緑色) に必要事項をご記入のうえ、同封の「返信用封筒」に調査票を入れてご返送願います。

### 【質問1】

#### 1. ご連絡先

市町村又は一部事務組合コード、市町村名又は一部事務組合名、連絡先所在地、担当者情報等の項目全てご記入ください。

### 【質問2】

#### 2. 回答者種別

下記をご参照のうえ、該当するものを選択し、□に  印を付けてください。

- ①単 独 市 町 村: 自ら分別収集物(32条)の指定法人への引き渡し又は認定計画(33条)の策定を行う市町村
- ②代 表 市 町 村: 複数の他市町村を代表して、分別収集物(32条)の指定法人への引き渡し又は認定計画(33条)の策定を行う市町村
- ③一 部 事 務 組 合: 一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体(市町村の方は該当しません)

#### 3. 分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)の引き渡し予定量

当協会では、今回の調査結果に基づき、当協会における令和9年度予算及び再商品化委託単価の策定等を行います。調査時の引き渡し予定量(以下、「引き渡し予定量」という。)と実際の引き渡し量が大きく異なる場合、適正な再商品化委託単価の策定が困難になる等、再商品化業務遂行上の障害になることがあります。そのため、今回の調査でご記入いただく引き渡し予定量と実際の引き渡し量との差異ができるだけ小さくなるよう、直近の収集実績等を十分に勘案し、ご回答をお願いいたします。

なお、プラスチック資源循環促進法に基づく認定計画(33条)の申請のみ予定しており、プラスチック資源循環促進法(32条)に基づく引き渡しを行わない場合は記入不要です。

(1) 『容リプラ』 令和9年度の指定法人への引き渡し予定量 (kg)

- ・該当する項目の□に  印を付けたうえで、令和9年度に指定法人に対して引き渡しを行う予定の容リプラの数量を、kg 単位 (下1桁を四捨五入) でご記入ください。
- ・期中での収集物の変更や保管施設が複数ある (期初、期中問わず) 等によって、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの引き渡しとプラスチック資源循環促進法 (32条) に基づく分別収集物の引き渡しの両方を予定している場合は、**容リ法** と表示されている調査票 (桃色) の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期中」に  印を付け、容リ法におけるプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量を**容リ法** と表示されている調査票 (桃色) に、プラスチック資源循環促進法 (32条) における分別収集物の引き渡し予定量を **プラ法** と表示されている調査票 (緑色) にご記入ください。

(例) 4月～9月は容器包装リサイクル法に基づく容リプラのみ引き渡し、10月より収集物変更によりプラスチック資源循環促進法 (32条) に基づく分別収集物の引き渡し予定の場合

(例) 保管施設が2つ (A、B) あり、年間を通して保管施設Aは容リ法におけるプラスチック製容器包装のみ引き渡し、保管施設Bはプラスチック資源循環促進法 (32条) における分別収集物を引き渡す場合
- ・容リ法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しがなく、プラスチック資源循環促進法 (32条) に基づく分別収集物の引き渡しを予定している場合は、**容リ法** と表示されている調査票 (桃色) の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期初」に  印、4. 引き渡し予定量の「プラスチック製容器包装」は「申し込まない」に  印を付けてください。**プラ法** と表示されている調査票 (緑色) にプラスチック資源循環促進法 (32条) における分別収集物の引き渡し予定量をご記入ください。

(例) 今までプラスチック製容器包装を引き渡していなかった市町村が、10月からプラスチック資源循環促進法 (32条) における分別収集物を引き渡す場合
- ・一部事務組合が引き渡しを申込み場合は、構成市町村の分を含めた一部事務組合全体としての引き渡し予定量をご記入ください。
- ・市町村が複数の市町村を代表して引き渡しを申込み場合 (=代表市町村の場合) には、自らを含む全ての構成市町村の引き渡し予定量の合計をご記入ください。
- ・容リプラの引き渡しを行わず、製品プラ及び産廃プラのみ引き渡すことはできません。

【指定法人への引き渡し予定量について】

- 特定事業者負担分と市町村負担分双方 (全量) :  
引き渡し予定量の記入の際には、引き渡し予定量の全量 (市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方) をご記入ください。
- 特定事業者負担分のみ :  
『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要の「5. 特定事業者責任比率及び市町村負担比率」にある特定事業者責任比率を参考にいただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となりますので、協会への引き渡しは行えません。

(2) 『製品プラ』 令和9年度の指定法人への引き渡し予定量 (kg) :

- ・該当する項目の□に  印を付けたうえで、令和9年度に指定法人に対して引き渡しを行う予定の製品プラの数量を、kg 単位 (下1桁を四捨五入) でご記入ください。

(3) 『産廃プラ』 令和9年度の指定法人への引き渡し予定量 (kg) :

- ・該当する項目の□に  印を付けたうえで、令和9年度に指定法人に対して引き渡しを行う予定の産廃プラの数量を、kg 単位 (下1桁を四捨五入) でご記入ください。

#### 4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画

認定計画を国へ申請された（予定を含む）場合は、国への申請内容と一致した数量を記載してください。認定計画を申請しない場合は記入不要です。

- ・期中での収集物の変更や保管施設が複数ある（期初、期中問わず）等によって、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの引き渡しとプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）の両方を予定している場合は、**容リ法**と表示されている調査票（桃色）の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期中」に✓印を付け、容リ法におけるプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量を**容リ法**と表示されている調査票（桃色）に、プラスチック資源循環促進法（33条）の認定計画量を**プラ法**と表示されている調査票（緑色）にご記入ください。

（例）保管施設Aは容器包装リサイクル法に基づく容リプラのみ引き渡し、保管施設Bはプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を国へ申請している場合

（例）保管施設が2つ（A、B）あり、年間を通して保管施設Aは容リ法におけるプラスチック製容器包装のみ引き渡し、保管施設Bはプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を国へ申請している場合

- ・容リ法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しがなくプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を予定している場合は、**容リ法**と表示されている調査票（桃色）の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期初」に✓印、4. 引き渡し予定量の「プラスチック製容器包装」は「申し込まない」に✓印を付けてください。**プラ法**と表示されている調査票（緑色）にプラスチック資源循環促進法（33条）の認定計画量をご記入ください。

（例）今までプラスチック製容器包装を引き渡していなかった市町村が、10月からプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を国へ申請している場合

#### 【質問3】

**【質問2】「2. 回答者種別」で「②代表市町村」又は「③一部事務組合」と回答した方で「3. 分別収集物（プラスチック資源循環促進法32条）の引き渡し」を予定している方のみご記入ください。**

- ①構成市町村名、市町村コードをご記入ください。
- ②申込みを行う（指定法人への引き渡しを希望する）品目について○印、申込みを行わない品目について×印をご記入ください。

#### 【特記事項】

プラスチック資源循環促進法32条の引き渡しや同法33条の認定計画において、以下の項目について詳細を記入してください。文字制限はありません。枠の範囲内でご記入ください。

- ・当協会への引き渡し開始時期、終了時期
  - ・製品プラの収集品目（プラスチック100%のみを対象、環境省の分別収集の手引きと同じ等）
  - ・ベールの特徴（容リプラと製品プラのベールが別々になる場合）
  - ・期中で容器包装リサイクル法に基づく容リプラの引き渡しからプラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物の引き渡しに変更する場合の変更時期
- （例）4月～9月は容リプラのみ引き渡し、10月より収集物の変更によりプラスチック資源循環促進法32条で引き渡し予定。10月より容リプラ、製品プラが混ざったベールとなる。製品プラの収集品目はプラスチック100%のみを予定している。
- （例）4月よりプラスチック資源循環促進法32条で引き渡し予定。当市は保管施設が2か所あり、収集物の違いにより保管施設Aは容リプラのみのベール、保管施設Bは分別収集物のベールに分かれて引き渡し予定。製品プラの収集品目は環境省の手引きと同じ。
- （例）7月よりプラスチック資源循環促進法33条の認定計画が開始予定。4月～6月までの間は容リプラのみを協会に引き渡す予定。

以上

※ 分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の申込みを行わない場合は返送不要

令和9年度 分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し量に関する調査票

【質問1】 1. ご連絡先の項目を全てご記入ください。

1. ご連絡先

市町村又は 一部事務組合コード	0000	市町村名又は 一部事務組合名	容器リサイクル衛生組合
郵便番号	〒 000-0000		
連絡先所在地	(カナ) トウキョウトヨウキリサイクルシリサイウルマチ1バンチ1ゴウ		
	(漢字) 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号		
担当部署	リサイクル部	担当者名	(カナ) ホウソウ ジロウ
役職	主任		(漢字) 包装 次郎
電話番号	03-1234-6789	FAX番号	03-1234-9999
E-mail	youki@X.X.X.X.X.X		

【質問2】 2. 回答者種別、3. 分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)の引き渡し予定量及び  
4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画量についてもご記入ください。

2. 回答者種別 ※□にチェックを入れてください。

①単独市町村  
 ②代表市町村  
 ③一部事務組合(市町村の方は「③一部事務組合」以外を選択してください)

※資料13-1の【2. 回答者種別】及び調査票裏面の【回答内容判断チャート】を確認のうえ、ご記入ください。

※以下の3. 及び4. については、資料13-4の【記入例】を必ずご確認のうえご記入ください。

3. 分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)の引き渡し予定量

※令和9年度の引き渡し予定量をご記入

分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)	引き渡し予定量(kg)	R9年度引渡し予定量(kg)				
		千	百	十	個	kg
容リプラ		1	0	0	0	0 kg
製品プラ		2	0	0	0 kg	
産廃プラ					0 kg	

「容リ法」と記載されている調査票(桃色)で「期中から」「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」をチェックした場合、プラスチック資源循環促進法(32条)の引き渡し予定量のみご記入ください。容リ法のプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量は「容リ法」と記載されている調査票(桃色)にご記入ください。

特定事業者負担分のみ  
 申し込む  
 申し込まない

kg単位(下1桁を四捨五入)でご記入ください。

申し込む  
 申し込まない

申し込まない場合についてもチェックを入れてください。

4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画

※認定計画を申請された(予定も含む)場合はご記入

分別収集物(プラスチック資源循環促進法33条)	認定計画量(kg)	R9年度引渡し予定量(kg)				
		千	百	十	個	kg
うち容リプラ		8	0	0	0 kg	
うち製品プラ及び産廃		7	0	0	0 kg	
		1	0	0	0 kg	
					0 kg	

認定計画を国へ申請された(予定も含む)場合は、国への申請内容と一致した数量を記載ください。

「容リ法」と記載されている調査票(桃色)で「期中から」「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」をチェックした場合、プラスチック資源循環促進法(33条)の認定計画量のみご記入ください。容リ法のプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量は「容リ法」と記載されている調査票(桃色)にご記入ください。

**【質問3】 2. 回答者種別で「②代表市町村」又は「③一部事務組合」と回答した方で、  
3. 分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)の引き渡しを予定している方のみご記入ください。**

貴市町村又は貴組合が代表して引き渡しを申込み予定の構成市町村について、品目別の申込み予定状況を下表に記入してください。  
① 構成市町村ごとに、申込みを行う(指定法人への引き渡しを希望する)品目について○印、申込みを行わない品目について×印を記入してください。

貴市町村又は貴組合が代表で指定法人に引き渡しを申込み予定の構成市町村		容リプラ	製品プラ	産廃プラ
市町村名	市町村コード			
容器包装リサイクル市	*****	○	○	×
Y町	*****	○	×	×
Z村	*****	○	×	×
a市	*****	○	○	×
構成市町村名、市町村コードをご記入ください。		構成市町村ごとに引渡を予定している品目に○、予定していない項目に×をご記入ください。		

**【特記事項】(文字制限はありません。枠の範囲内でご記入ください。)**  
※製品プラ等の収集品目(プラ100%のみ、環境省の分別収集の手引きと同じ等)やベールの特徴(容リプラと製品プラが別々のベール)等を記入してください。また、期中で容リ法からプラ法(32条又は33条)の引き渡し変更する場合は、変更する時期を記入してください。

(例)4月～9月は容リプラのみ引き渡し、10月より収集物の変更によりプラスチック資源循環促進法32条で引き渡し予定。  
なお、7月より別保管施設にてプラスチック資源循環促進法33条の認定計画も開始予定。  
引き渡すベールについては、プラスチック資源循環促進法32条、33条ともに容リプラ、製品プラが混ざったものになる。  
製品プラ等の収集品目については100%プラスチックのみ。

※本調査票は令和9年度の申込み数量を把握し、予算策定する際の基礎データとなりますので、正確に記入してください。

令和 8 年 6 月 19 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

(制定日：令和 4 年 1 月 19 日)

## 分別収集物の基準

(分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令(令和 4 年環境省令第 1 号))

1. 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 圧縮されていること。
3. 次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外の物が付着し、又は混入していないこと。
  - イ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの(PE T ボトル\*を除く。)
  - ロ) プラスチック使用製品廃棄物(イに掲げるものを除く。)のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの
4. 3. ロ) に掲げるもののうち、他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているものであって、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。
  - イ) PE T ボトル\*
  - ロ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に規定する使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの
  - ハ) 一辺の長さが五十センチメートル以上のもの
5. 3. ロ) に掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。
  - イ) リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他の分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの(4. ロ)に掲げるものは除く。)
  - ロ) 点滴用器具その他の人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの
  - ハ) イ) 及びロ) に掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
6. 容器包装リサイクル法の規定に基づき指定された施設において保管されているものであること。

\* 飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件(平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号)第 1 項各号に掲げる物品であって、同告示第 2 項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器

以上

## 令和 9 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別収集物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 9 年度については、下記の基準を用います。

### 1) 引き取り形態

- ・圧縮されていること

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ペーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られていることをいいます。

また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

### 2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。  
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。  
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25~0.35t/m<sup>3</sup>程度を目安としてください（\*1））。  
（\*1）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。  
下記 3) の表の重量についても、同様とします。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋（指定収集袋、市販のゴミ袋等）を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていること。

### 3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) (*2)	重量(kg)	結束材
①600×400×300	18~25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36~50	同上
③1,000×1,000×1,000	250~350	同上

(\*2) 寸法の 600×400mm、1,000×1,000mm はプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

分別収集物に含めてよいものとして、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「手引き」という。）の3. (2)に記載されている「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものです。

なお、「手引き」3. (2)は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければいけないものではありません。

「手引き」3. (2)に例示されていないプラスチック使用製品廃棄物であっても、原材料の全部又は大部分がプラスチックであれば分別収集物に含めることができます。

また、【含めてはいけないもの】(1)～(4)は「手引き」にも記載がございます。詳細は「手引き」を参照してください。

項目	基準	備考
「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年環境省令第1号の「分別収集物の基準」)に適合するもの	90%以上(重量比)	「手引き」の範囲内のもの
<b>【含めてはいけないもの】</b>		
(1)次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと ①プラスチック容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（*3）） ②プラスチック使用製品廃棄物（①を除く。）のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの	付着または混入していないこと	
(2)汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物	混入していないこと	食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたものは含めることができません。（「手引き」2. (1)）
(3)他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの		（「手引き」2. (2)）
①ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの	混入していないこと	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、 ・飲料 ・しょうゆ ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

		告示第3号)第1項各号に掲げる物品2であって、同告示第2号の規定3に適合するものを充填するための容器は含めることができません。(「手引き」2.(2)①)
②使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの	混入していないこと	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は含めることができません。(「手引き」2.(2)②)
③一辺の長さが50cm以上のもの	混入していないこと	一辺の長さが50cmを超えるものは含めることができません。ただし、長さが50cmを超えるPPバンド、ロープ等は、50cm未満になるように切断し、リサイクル設備に絡まらないように束ねられている状態であれば含めることが可能です。雨合羽、レジャーシートは、広げると50cmを超えるものであっても、50cm未満になるように切断した状態になっていれば含めることが可能です。なお、市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に50cm未満になっていれば、住民からの収集の段階で50cm以上のものであっても含めることは可能です。(「手引き」2.(2)③)
(4)分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの		(「手引き」2.(3))
①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの ア)リチウムイオン蓄電池を使用する機器(*4)(*5) イ)分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの(*5)	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア)加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等 イ)ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等(「手引き」2.(3)①)
②人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの(*5)	混入していないこと	点滴用器具(輸液バック部分は除く。)、注射針、注射器等は含めることができません。(「手引き」2.(3)②)
③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの ア)刃物等(*5) イ)リサイクル設備に影響を与えるもの	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア)カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラス類・陶磁器類及びその破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの イ)まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ5mm程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラス

		チック。 繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物）	混入していないこと	ただし、当該廃棄物を含む引渡し申込を行っている場合は異物としない。

(※3) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、

- ・飲料
- ・しょうゆ
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2号の規定に適合するものを充填するための容器を除きます。

(※4) 近年、廃棄物の収集運搬やリサイクルの現場において、加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等が原因と考えられる発火トラブルが増加しています。乾電池やその他の電池についても発火の可能性はありますが、特にリチウムイオン蓄電池は、中に燃えやすい液体が入っていることもあり、高い発火リスクがあります。実際にリサイクル工程の第一段階であるベール解砕機や破袋機の刃によって、リチウムイオン蓄電池が押し潰されて、発火する事故が起こっているため、リチウムイオン蓄電池を使用する機器が絶対に混入しないように住民に対してよく周知するとともに、選別を徹底してください。

(※5) 「I. 容器包装リサイクル法に定める分別基準適合物の引き取り品質ガイドライン」の「プラスチック製容器包装」で禁忌品に該当するもの。

以上

令和 8 年 6 月 19 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和 9 年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について

1. 申込み初年度における品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）の実施の目的「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、当協会に引き渡される分別収集物は、原則、容リプラ以外に、製品プラや産廃プラが混在したものとなります。

費用負担においては、分別収集物のうち、容リプラについては従来同様に特定事業者の負担と市町村等の負担（令和 8 年度は特定事業者負担 99%、市町村等負担 1%）となる一方、製品プラ、産廃プラの再商品化費用については、全額市町村等の負担となります。

製品プラの費用は、製品プラの数量と再商品化事業者の入札によって決められた単価及び、製品プラ等の協会経費単価により決定しますが、分別収集物に混在する容リプラと製品プラの各数量を算出するためには、含まれる容リプラと製品プラの比率（以下、「組成比率」という。）が必要となります。

当協会と契約後は当協会が品質調査を実施し、ベールに含まれる組成比率を明確にしますが、申込み初年度は当協会と契約前のため、市町村は自ら品質調査を実施し、その結果で得られた組成比率をもとに当協会に申込みする必要があります。

よって、申込みまでに品質調査を実施することは必須です。事前品質調査が実施できない場合は、申込条件を満たさないこととなります。

なお、令和 8 年度以前に分別収集物を申し込んだ市町村等においては、令和 9 年度の申込みに向けて品質調査を実施する必要はありません。ただし、期初又は期中で収集方法・内容等の変更、収集エリアの変更、構成市町村の変更等により組成比率が大幅に変更する可能性がある場合は、変更等を行った年度を契約初年度として、自ら品質調査を実施していただく場合がありますので、その際は必ず申込開始までに組成調査を実施できるよう、当協会にご相談ください。

2. 市町村等による品質調査実施の期限

当協会の申込み（10 月下旬～11 月下旬）までに、市町村等自ら品質調査を実施してください。

3. 市町村等による品質調査実施の手順

（1）品質調査方法

下記の方法から選択してください。

①協会の「分別収集物のベールの品質評価方法」と同じ方法で実施（注：ただしベール化は不要）  
品質調査の方法については、参考資料③「分別収集物のベールの品質評価方法」（資料 16-7）の内容を参考に実施してください（当協会が契約後に実施する方法を記載しています）。

②独自の方法で実施

モデル形成支援事業や実証試験の結果を使用する場合は指します。

（2）品質調査の判定基準について

上記（1）「品質調査方法」の選択にかかわらず、資料 15「令和 9 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和 4 年 1 月環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）を判定基準としてください。

また、資料 16-7 に判定基準の詳細を記載しておりますので、参考のうえ品質調査を実施してください。

(3) 品質調査の記録について

資料 16-5 の「市町村による分別収集物の品質評価記録書」(以下、「記録書」という。)に、品質調査の結果を記入してください。

「市町村による分別収集物品質評価記録書」記入方法

【基礎情報】

調査日や実施場所、市町村名等を記入してください。

【調査方法】

上記(1)「品質調査方法」の調査方法を選択してください。

「②独自の方法で実施」を選択した場合はモデル形成事業や実証試験である旨を記載してください。

【調査対象】

申込み予定のバールの種類に合致した内容を選択してください。

(例) 容リプラと製品プラと産廃プラを引き渡す予定

⇒ ②を選択してください。

(例) 容リプラと製品プラを申込み予定だが、容リプラと製品プラのバールを分けて引き渡す予定

⇒ ④を選択し、それぞれの品質調査を実施してください(別々に品質調査を実施するため、記録書は2枚必要です)。

【品質調査結果】

評価対象重量を記入し、品質調査の結果、容リプラと製品プラ、異物の量を記入してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を評価対象重量で除して算出してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

・計算式

<容リプラの比率>

$$100 - \text{製品プラの比率}$$

<製品プラの比率>

$$\frac{\text{品質調査における製品プラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

上記の【品質調査結果】の中から容リプラと製品プラの秤量値を転記し、2つの項目を合計してください。

製品プラ比率については、製品プラの各項目の秤量値を合計の重量で除して算出してください。

容リプラ比率については、100%から製品プラ比率を差し引いて算出してください。

(例) 製品プラが 11.00kg、合計の重量が 56.00kg の場合

$$11.00\text{kg} \div 56.00\text{kg} = \text{比率 } 19.64\% \text{ (製品プラ)}$$

$$100\% - 19.64\% = \text{比率 } 80.36\% \text{ (容リプラ)}$$

秤量値は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記入してください。

ここで算出した比率が、申込時における容リプラと製品プラの比率の根拠となります。

(4) 申込みまでに品質調査が実施することが必須条件

申込みまでの品質調査は必須です。事前品質調査が実施できないことは、申込条件を満たさないこととなります。

4. 品質調査結果と申込書との関係性

申込みの際（10月下旬～11月下旬）、申込書と記録書を提出していただきます。

（今回同封した「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量に関する調査票」の提出の際には、記録書を提出していただく必要はございません。）

また申込書には、記録書の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率を、小数第1位を四捨五入した数値を記入します。

（例）【申込時における容リプラと製品プラの比率】で、製品プラの比率が19.64%の場合

19.64%の小数第1位を四捨五入 ⇒ 申込書の製品プラ比率に「20%」と記入

100%から製品プラ20%を差し引く ⇒ 申込書の容リプラ比率に「80%」と記入

なお、申込書に記載された比率、数量で当協会は入札を実施し、再商品化事業者と契約します。

5. 契約以降の品質調査及び組成比率の変更について

契約以降は当協会にて品質調査を実施いたします（当面の間は上期1回、下期1回の年2回を予定）。品質調査後の組成比率の変更方法については、引き渡し開始時期によって異なります。

参考として、以下に契約初年度上期から分別収集物（容リプラと製品プラが混ざったボール）を引き渡した場合の組成比率の変更について説明いたします。

(1) 契約初年度の組成比率

契約初年度上期の組成比率については、申込時の組成比率を適用します。

契約初年度下期の組成比率については、契約初年度上期の組成比率と、契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率の差の範囲によって変更の可否が決定します。

契約初年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率（小数第2位まで表示）が、契約初年度上期の製品プラの組成比率と比べ、

①0.8倍～1.2倍以内の場合は、契約初年度下期の組成比率は変更せず、契約初年度上期の組成比率を継続する。

②0.8倍～1.2倍を超える場合は、契約初年度下期の組成比率は品質調査の組成比率に変更する。

※組成比率の差の範囲である0.8倍～1.2倍について

令和4年度に協会が、当時容リプラと製品プラの一括回収を実施している市町村・一部事務組合3箇所にご協力いただき、容リプラと製品プラが混ざったボールについて品質調査を実施し、その結果から誤差の範囲を算出しています。

(2) 契約2年度の組成比率

契約初年度下期に決定した組成比率を1年間継続します（上記(1)①又は②の組成比率）。

(3) 契約3年度以降の組成比率

契約3年度においては、契約初年度下期と契約2年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率を平均した値を1年間適用します。

以降の契約年度については、契約3年度同様に、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施

した品質調査で得られた組成比率を平均した値を1年間適用します。

(1) ~ (3) を図にまとめると、以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
①契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍~1.2倍以内の場合	品質調査実施	市町村実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率		半年適用	市町村実施の組成比率をさらに1年半適用			初年度下期と2年度上期の組成比率の平均を1年適用	
②契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍~1.2倍超の場合	品質調査実施	市町村実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率		半年適用	協会実施の組成比率を1年半適用			初年度下期と2年度上期の組成比率の平均を1年適用	

※品質調査の年間の回数や組成比率変更の基準（0.8倍~1.2倍）は、今後の品質調査の実施状況、組成比率の結果、市町村等からの申込状況を踏まえ、変更となる可能性があります。

以上





本資料は、申込みまでに市町村等による品質調査を実施していただくにあたり、当協会の品質調査の手順や評価方法を記載した資料になります。本資料を参考に品質調査を実施してください。

参考資料③

制定：令和4年6月20日  
最終改正：令和8年3月2日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 分別収集物のべールの品質評価方法

### 1. はじめに

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）32条に基づき、当協会が市町村から再商品化の委託を受けた分別収集物の再商品化を円滑に推進するためには、市町村から協会に引き渡される分別収集物のべールの品質向上が必要となります。

市町村から引き渡されるべールの品質基準への適合性について評価、ランク付けを行うため、また、べール品質の向上を促すとともに、適正な再商品化、再商品化製品の利用促進に寄与することを目的に、当協会では「品質調査」を実施します。

また、品質調査結果から分別収集物における容リプラと製品プラの組成比率を算出し、必要に応じて、委託契約書に記載した容リプラと製品プラの組成比率を補正するための根拠として用います。

調査の手順や評価方法について、以下に記します。

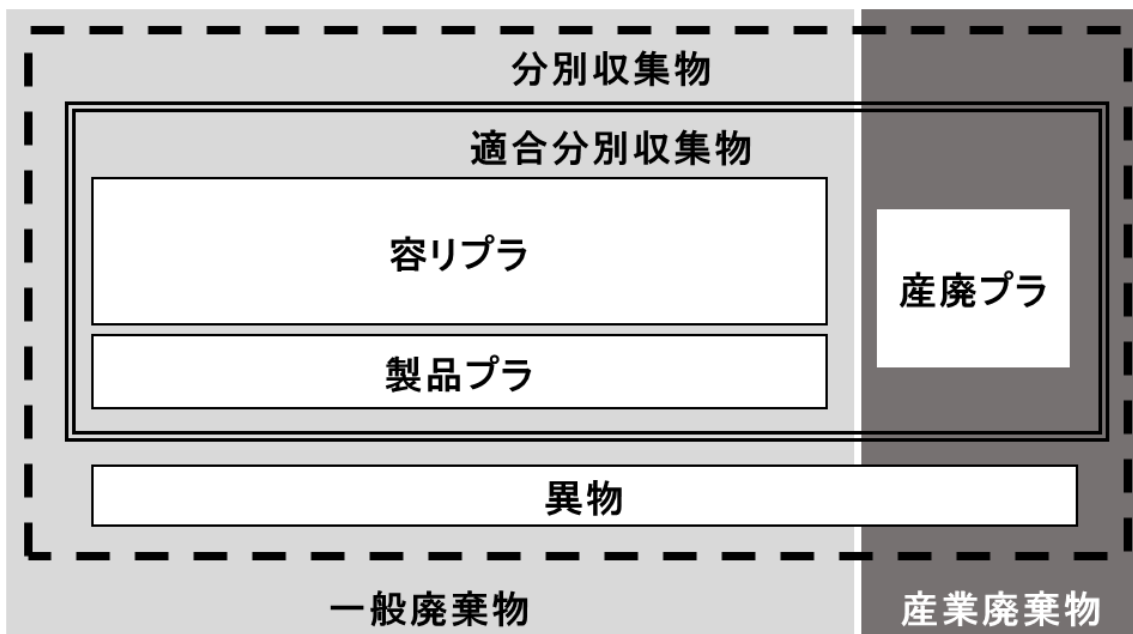
#### 【用語の定義】

用語	定義
プラスチック使用製品	プラスチックが使用されている製品
使用済プラスチック使用製品	一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないもの
プラスチック使用製品廃棄物	使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったもの
分別収集	市区町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集すること
分別収集物	分別収集により得られるものをいい、指定法人（当協会）にその再商品化を委託する場合（法第32条及び第36条関係）は、環境省令で定める基準に適合するものに限る
容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの。容リ法における分別基準適合物のべール品質調査では「事業系プラスチック」を指す

用語	定義
異物	分別収集物のうち、容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当しないもの
ベール	分別収集物を一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られているもの
適合分別収集物	「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和4年環境省令第1号。以下、「省令」という。）の「分別収集物の基準」及び当協会が定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を満たし、ベール品質調査において容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当するもの
手引き	「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

（※1）産廃プラを当協会に申し込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる。

【品質評価における各用語のイメージ】



2. 評価対象及び評価の実施

(1) 評価対象

- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。
  - ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」
  - イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」
  - ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール
  - エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※2）

(※2) エ. は、ア. イ. 又はウ. の申込みであるが、「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それぞれが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記（1）のベールの種類によって2種類存在する。

・ア. 又はエ. の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）

⇒様式1（容リプラ、製品プラ用）

・イ. ウ. 又はエ. の場合（「産廃プラ」を含む申込み）

⇒様式2（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

## (2) 実施者

- ・作業は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会が業務委託する品質調査委託先（以下、「協会委託先」という。）の品質調査員が立会う。

## (3) 評価者

- ・協会委託先の品質調査員（以下、「品質調査員」という。）が評価する。

## (4) 実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

## (5) 調査の種類と実施時期

### ・通常調査

年1回以上実施する通常の調査。当面の間、上半期（4～9月）に1回、下半期（10～3月）に各1回実施する。

（※通常調査は、REINS システムでは、上半期調査を「1回目」、下半期調査を「2回目」と表記。

ただし期中で組成比率が変更となる場合はこの限りではない）

### ・再調査

通常調査にて、適合分別収集物の比率評価或いは破袋度評価がDランクであった場合、再調査を実施することがある（6.「判定結果への対応」の(2)-(3)「Dランク判定の場合」を参照）。再調査を実施するか否か、また実施する場合の日程は協会が判断する。

### ・特別調査

ベール品質調査を実施する日の情報漏洩に関する不適正行為通報や、協会から品質改善を要求するも、改善が見られず、協会が必要と判断した場合等に「特別調査」を実施する（【特別調査の実施と判定結果への対応】を参照）。随時。

## (6) 品質調査スケジュール管理

- ・協会委託先が再生処理事業者と調整し、品質調査スケジュール案を協会に提示する。
- ・協会（プラスチック容器事業部）の了承後、品質調査を開始する。

## (7) 市町村又は一部事務組合（以下、「市町村」という。）の立会い

- ・市町村担当者の立会いは任意とし、再調査時は要請することとする。
- ・中間処理施設（民間委託先を含む。）の担当者の立会いも可とする。
- ・協会委託先より、品質調査実施の2週間前に実施日を通知する。引き渡し等の事情により2週間を切る場合の対応は、協会の判断により決定する。

## (8) 評価記録の提出先及び保管

- ・品質評価記録書を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に記録し、照合する。

- ・品質調査員及び再生処理事業者は、相互確認のため、以下の写真を撮影する。
  - ① 保管ベールに明示された表示板
  - ② ベールの保管状況
 ※保管数が2個の場合（大ベール及び中ベール①）は②の保管状況の写真は省略してよい。
  - ③ 選択したベールの全景
  - ④ ベールを解体し、床に広げた状態
  - ⑤ 適合分別収集物のうち、製品プラを分別して集めた状態
  - ⑥ 異物（適合分別収集物以外のもの）が種類ごとに分別された状態
  - ⑦ 禁忌品（異物のうち、リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、火災のおそれのあるもの、医療系廃棄物、刃物等）
- ・再生処理事業者は、品質調査終了後、品質調査結果を速やかに REINS に入力する。
- ・REINS に入力後、出力した「ベール品質評価記録書」を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に品質評価記録書と照合する。
- ・出力された「ベール品質評価記録書」を正とし、品質調査員は協会へ報告する。なお、品質調査結果の確認のため、再生処理事業者は出力された「ベール品質評価記録書」を PDF ファイルで協会委託先宛にメール送信する。
- ・市町村への品質調査結果の連絡（分別収集物ベール品質評価記録書、写真等）は、協会委託先が実施する。

#### (9) 記録の開示

この評価結果を、品質調査実施者は協会の許可なく、当該市町村以外の者に開示してはならない。協会は、保管施設ごとの調査結果をホームページで公表する。

### 3. 調査対象ベールの保管

#### (1) 取り置きベール数

公正性の意味から、原則として調査対象の市町村の取り置きベール数は、大ベール、中ベール①は2個、中ベール②は4個以上、小ベールは8個以上とする（ただし10kg未満の小ベールは、100kgを超える必要個数、或いは全量を取り置く）。再生処理事業者の諸事情により、取り置きベール数の確保が困難であると判断された場合は、事前に協会委託先へ申し出ることにより確保数の調整を可能とする。

【取り置きベール数の目安表】

名称	重量	取り置きベール数
大ベール	100kg 以上	2 個
中ベール①	50kg 以上～100kg 未満	2 個
中ベール②	30 kg 以上～50 kg 未満	4 個以上
小ベール	10 kg 以上～30 kg 未満	8 個以上

- ※特異なベールは評価に適さないため、やむを得ない場合を除き大ベール及び中ベール①は重量差（ $(\text{重いベール重量} \div \text{軽いベール重量} - 1) \times 100$ ）（%）が30%未満になるように選別し取りおくこと。
- ※小ベールについては、パレット単位で8個以上保管されることが望ましい。

## (2) ベール入荷日

調査実施日の4週間前に入荷したベールを調査対象とする(原則として異なる日付のベールであること)。ただし、通知日の3週間前に入荷が確定している場合は、事前に品質調査委託先に連絡し、調査対象ベールとする。

なお、事前に協会が了承している場合は、この限りではなく調査を実施する。

## (3) 保管場所

指定可燃物貯蔵届出書にて届出されている屋内スペースに保管する。やむを得ず屋外に保管する場合には、小容器類の飛散防止対策及び雨水対策をすること。

## (4) 保管状況

中ベール②や小ベールについては品質調査員が調査当日に取り置きされているベールの中から、無作為に必要な個数をサンプリングする。無作為にサンプリングできるように、他の市町村ベールとの間隔を空けること。

## (5) ベール重量の事前測定

調査時間短縮のため、大ベール及び中ベール①は事前に測定し、ベールに表示する。小ベールについては調査時に測定するため、事前測定は不要。

## (6) 対象ベールの明示

対象ベールの市町村名、保管施設名、入荷数量・個数、保管数量・個数、入荷日、ベール重量(大ベール、中ベール①②が該当)、の看板等により明示する。

## (7) 調査対象ベールの区分け

引取り対象市町村が複数あり、その保管施設が同一の場合であっても、市町村ごとのベールの区分けを明確にすること。

## (8) 調査対象ベールからのサンプルの切り取り

- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られる場合は、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内側から切り取る。
- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られない場合は、表面部分をサンプル対象とする。

## 4. 評価項目と評価方法

### (1) 評価手順(「分別収集物ベール品質評価記録書」への記録事項)

- ①対象となるベールの種類、重量、結束材・こん包状態の種類を「分別収集物ベール品質評価記録書」に記録する。
- ②ベールから調査対象のサンプル 60~80kg を切り出し、未破袋の個数を記録する((3)「破袋度評価」を参照)。
- ③容リプラ、製品プラ、産廃プラ(※3)、異物(※4)を選別する(異物の判定は(5)「異物の判定基準」を参照)。
- ④製品プラ、産廃プラ(※3)、異物(※4)は項目ごとに重量を計測する。
- ⑤調査対象の重量から製品プラ、産廃プラ(※3)、異物(※4)の重量を差し引いて、容リプラの重量を算出する。
- ⑥記録した重量をもとに、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」の評価を行う

う。

⑦禁忌品については、混入の有無、個数、品名等を記録する。

⑧適合分別収集物となった容リプラと製品プラの合計重量から、容リプラと製品プラの組成比率を算出する。

(※3) (5) ⑩に該当する、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されることが判別できるもの、同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合に限る

(※4) 産廃プラを当協会に申込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる

## (2) 評価数量、ベールの種類、重量、寸法、結束材・こん包状態の確認

### ①評価数量

- ・大ベール、中ベール①は、あらかじめ保管してある2個を使用する。
- ・中ベール②は、あらかじめ保管してあるベールのうち、2個以上を使用する。
- ・小ベールは、あらかじめ保管してあるベールのうち、60kgを超える必要個数を使用する。

### ②ベールの種類の確認

- ・市町村の申込み内容により引き渡されるベールの組成が数種類になることを踏まえた品質調査を実施する観点から下記のいずれに該当するかを確認して記録する。
- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。

ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」

イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※5）

（※5）エ．は、ア．イ．又はウ．の申込みであるが、1つのベールに「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それぞれが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記②のベールの種類によって2種類存在する。

- ・ア．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）  
⇒様式1（容リプラ、製品プラ用）
- ・イ．ウ．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含む申込み）  
⇒様式2（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

### ③ベール重量測定

- ・保管しているベールの内、3. (1) 【取り置きベール数の目安表】の大ベール、中ベール①の重量を事前計量し、kg単位小数点以下第1位までを記録する。

### ④ベールの寸法測定

- ・評価対象となるベールの寸法（幅、奥行き、高さ）を計測し、m単位小数第2位まで記録する。

### ⑤こん包状態の確認（ベールの結束材・バンド種類等）

- ・切り取りサンプル用に選択したベールを使用する。
- ・ベールが結束材によって結束されている場合、結束材の種類（結束材と併せてフィルム等の包装材

も使用されている場合は、包装材の種類等を含む。)、見掛けのバンド本数を記録する。

- ・ベールがフィルム等によってこん包され、結束材が使用されていない場合は、種類記録欄には「フィルム巻き」等と記録し、本数の記録欄には「0」を記録する。

### (3) 破袋度評価

#### ①引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として収集袋の破袋がある。
- ・分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていることが求められる。

#### ②サンプル

- ・評価対象とするベールから、1個30kg以上ずつ取り出し重量を測定(kg単位小数第2位まで記録)し、サンプル合計が60kg~80kgとなるように床に広げる。

※取り出したサンプル重量を評価対象重量とする

※1個20kg未満の小ベールは、合計60kg~80kgとなるように4個以上をサンプルとする

#### ③評価方法

- ・収集袋、市販のごみ袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。
- ・未破袋の袋個数を数え、その数を評価対象重量で割り込んだ(個数/kg)値を算出する。

$$\text{未破袋の袋個数(個)} \div \text{評価対象重量(kg)} = \text{未破袋の袋混入率(個/kg)}$$

※小数第2位以下を切り捨て

未破袋の袋混入率(個/kg)	評価ランク
0.2未満	Aランク
0.2以上 0.4未満	Bランク
0.4以上	Dランク

注) 未破袋の中身は全て取り出し異物の判定を行う。

#### ④未破袋の判定基準

ア. 未破袋とは、こぶし大程度の大きさ以上で、次の状態をいう。

- ・袋状のもの(プラ製容器包装かどうかは不問とする)に中身が残っており、袋内の内容物が容易に確認できないもの。
- ・指定収集袋、市販のごみ袋と同等の大きさ以上の未破袋の袋中から小袋が出てきた場合は小袋も未破袋と見なす。

#### 【未破袋とは見なさない事例】

イ. 袋の内容物が容易に確認できる下記の事例は、未破袋とは見なさない。

- ・PETボトルのキャップだけが袋に入れられていると容易に判別できる場合
- ・菓の包装材だけが袋に入れられていると容易に判別できる場合
- ・コンビニ弁当などの容器が1個程度袋に包まれている場合
- ・中身が元から入っていた商品(未開封の商品、開封済みで使い掛け、食べ掛けの商品)
- ・上記のほか一目で袋の内容物が確認できる場合

### (4) 適合分別収集物の比率評価

#### ①適合分別収集物の比率基準

分別収集物のうち、適合分別収集物が90%以上（重量比）であることが求められる。

## ②サンプル

- ・破袋度評価に使用した、床に広げた状態の60kg～80kgのサンプルを評価する。
- ・破袋度評価において未破袋と判定された袋も、破袋し、中身を取り出して評価する。

## ③評価方法

- ・重量は上記の60kg～80kg（kg単位小数第2位まで記録）とする。
- ・適合分別収集物以外の異物（①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ、②汚れの付着している容リプラ、製品プラ、③容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル  
④使用済み小型電子機器等、⑤1辺が50cm以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」、⑥a)リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b) ⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等、⑧b)再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの、⑧c)再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの、⑨他素材の容器包装、⑩産廃プラ（※6）、⑪プラスチック副産物、⑫上記以外の異物）を取り出し、それぞれの重量をkg単位（小数点以下2桁まで記録）で測定する。

（※6）産廃プラを当協会に申し込む市町村は、産廃プラは異物に含まれない

- ・評価対象重量から異物の総重量を差し引き、適合分別収集物の重量を算出する。  
（評価対象重量－異物合計重量）（kg）÷ 評価対象重量（kg） ×100 = 適合分別収集物比率（%）

※小数第3位を四捨五入

適合分別収集物比率	評価ランク
90%以上	Aランク
85%以上 90%未満	Bランク
85%未満	Dランク

## （5）異物の判定基準

### ①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ

省令の範囲外で、なおかつ「内部部品を含めてほとんどがプラスチックで構成される」品目でない製品プラ。製品プラに含めてよいものは手引きの3.（2）「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物（第3号口関係）」を参照のこと。

### ②汚れの付着している容リプラ、製品プラ

分別収集物が中身の付着（食品残渣、インク等）でべとついている、又は、複数の分別収集物が中身等により固まっている状態の分別収集物、土砂や油分等、カビ等汚れの付着した分別収集物。「ベール品質評価記録書」には容リプラと製品プラに分けて記入する。

### ③容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル

a. PET製の容器（ボトル）のラベル又はボトル本体に下記の識別表示（PETリサイクルマーク）が表示又は刻印されている容器を、PET区分の容器とする。



識別表示（PETリサイクルマーク）が表示されているPETボトルは「指定PETボトル」と呼ばれ、省令で以下の中身が入ったPETボトルに限定されている。

「清涼飲料、果汁飲料、酒類（みりんを含む）、乳飲料等、しょうゆ、しょうゆ加工品（めんつゆ等）、アルコール発酵調味料（料理酒を含む）、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（ノンオイルドレッシング等）」

b. ラベルが剥がれた状態のPET製の容器

・清涼飲料用等のPETボトルは、キャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示されている場合がある。そのため、賞味期限表示がある場合はPET区分の容器とする。

（参考：しょうゆ等調味料の場合、賞味期限はラベルに表示されている。）

c. 上記に該当しない容器は全てプラスチック容器包装廃棄物とする。

④使用済小型電子機器等

・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条2項に規定する使用済小型電子機器等。使用済小型電子機器等に該当するものは、手引きの2.（2）②「使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの（第4号ロ関係）」を参照のこと。（\*電子基板等の不溶不融の熱硬化性樹脂製品もこの項目とする）

⑤一辺が50cm以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」

一辺が50cm以上の製品プラ、ロープ、ひも等、機械設備の回転軸や駆動部に絡まるおそれのあるもの。ただし、長さが50cmを超える場合は、50cm未満になるように切断し、束ねられている状態であれば適分分別収集物とみなす。

⑥分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの

a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品

加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー、携帯電話等

b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの

ガスライター（液体燃料が空の場合も該当する。）、ガスボンベ及びスプレー缶（穴開けされている又は潰されている場合は「他素材の容器包装」に区分する。）、電池等

⑦医療系廃棄物

注射針、注射器、ウイルス性疾患の検査キット、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）

注）点滴セットのチューブに針が付いていても付いていなくても、医療系廃棄物とする。

⑧再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

a) 刃物等

刃物、カミソリ、針、釘、鋏、ガラス類・陶磁器類及びその破片等怪我をする危険性のあるもの

b) 再商品化設備を損傷するおそれのあるもの

- ・炭素繊維、ガラス繊維等で強化されたプラスチック。
- ・まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm程度以上が目安）
- ・粘着性のあるテープ等。

c) 再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの

- ・繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの

(靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ等)

- ・ 鋳物等の他素材を大量に含むプラスチック使用製品（「プラ」マークのある容器包装は除く。）

⑨他素材の容器包装

缶、紙製の容器包装、ダンボール等

⑩産廃プラ（産廃プラを当協会に申込みのある市町村は、産廃プラは異物に含まれない。）

- ・ 一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されるプラスチック製の容器包装。

例：「給食用」「保有米」の表示のあるコメ袋、食品添加物の容器等

- ・ 一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出される製品プラ

- ・ 同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合（未使用、使用済問わず）。

例：未使用の弁当容器。

⑪プラスチック副産物

製品の製造、加工、修理又はその他の事業活動に伴い、副次的に得られる物質であって、放射性物質によって汚染されていないもの

⑫その他の異物

容器包装以外の金属、布、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物ではあるが、どの異物項目であるかの判断ができないもの

(6) 禁忌品の有無評価

上記(5)の⑥a)リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等が該当する。

(7) 合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率

合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率は、容リプラのみが対象となる（製品プラ等は対象にならない）。容器包装比率は、容リプラの重量及び容リプラの異物量（異物合計量を適合分別収集物に占める容リプラの比率で掛けた値）を用いて算出する。

$$\text{容リプラの重量 (kg)} \div (\text{容リプラの重量} + \text{容リプラの異物量 (kg)}) \times 100 = \text{容器包装比率 (\%)}$$

※小数第3位を四捨五入

5. 評価結果のランク判定

「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」について、それぞれ評価した結果を品質評価記録書に記録し、評価表の結果を該当評価項目ごとにチェックすることにより、A、B、Dランクを判定する。

判定は、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」ごとにランク判定を行う。

(1) 「破袋度評価」のランク判定

- ・ Aランク：0.2 個/kg 未満
- ・ Bランク：0.2 個/kg 以上、0.4 個/kg 未満
- ・ Dランク：0.4 個/kg 以上

(2) 「適合分別収集物の比率評価」のランク判定

- ・ Aランク：90%以上
- ・ Bランク：85%以上、90%未満
- ・ Dランク：85%未満

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・ ⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等の混入がなければAランク、いずれかあればDランク

## 6. 判定結果への対応

(1) 「破袋度評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いします。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いします。

③ Dランク判定の場合

- ・ 協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いします。
- ・ 改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合があります。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・ 「協会出前講座－ベール品質勉強会」の実施と、「自主検査結果」の提出をお願いします。

(2) 「適合分別収集物比率評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いします。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いします。
- ・ 申込み初年度以降の通常調査の品質調査において、3年連続Bランクとなった場合、改善計画の立案と実行をお願いします、場合によっては再調査を行う。

③ Dランク判定の場合

- ・ 著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いします。
- ・ 改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合があります。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・ 「協会出前講座－ベール品質勉強会」の実施と、「自主検査結果」の提出をお願いします。
- ・ 次年度以降の通常調査結果がDランクであった場合には、当年度の引き取り留保及び、次々年度の引き取りお申し込みをお断りする場合があります。また品質改善の取組状況を総合的に判断し、対応を決定する。

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・ Dランクの場合は、市町村に改善をお願いします。
- ・ 禁忌品が大量に発見された場合、又は禁忌品の中でも発火の危険性が非常に高い「リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品」が検出された場合は、協会より改善計画の立案と

実行をお願いする。

(4) 適合分別収集物に占める容リプラと製品プラの割合（組成比率）について

べール品質調査結果に基づいて算出された容リプラと製品プラの組成比率は、別途定める方法に従い、業務委託契約書に記載した容リプラと製品プラの申込み比率を補正するために用いることがある。

## 7. 特例対応

(1) 判定結果が異常値の場合の対応

通常調査の品質調査結果において、適合分別収集物の比率が著しく低い等、通常では考えられない評価結果が出た場合、再生処理事業者、市町村からの情報を総合的に判断し、再度の調査実施の可否を決定する。

(2) 再調査が実施できない場合の対応

通常調査の結果、適合分別収集物比率判定がDランクであっても、引渡し量が少なく再調査の実施が年度内にできない場合は、再調査を実施する市町村との平等性の観点から、次回の通常調査を再調査と見なして実施し、以降、年度内の再調査でDランクであった場合に準じて対応する。

## 8. 引き取り拒否判定後の対応

方が一、引き取り申込みをお断りすることとなった場合は、再開へ向けて基本的に下記の手順で進める。

(1) 品質改善の取り組みを要請。

(2) 再開へ向けての手順、スケジュール等の打ち合わせ。

(3) 自主検査等の改善進捗状況を報告。

(4) 自主検査等で改善効果が認められた場合、確認のため「現地品質調査」を実施。

(5) 「現地品質調査」の評価結果、改善取り組みの効果、継続性等を総合的に判断し、引き取り再開を決定する。

### 【特別調査の実施と判定結果への対応】

以下（1）の①～④に該当した場合、再調査とは別に「特別調査」を実施する。

(1) 特別調査対象

① 協会に「べール品質調査日程の情報漏洩に関する不適正行為通報」があった場合

② 協会に再生処理事業者等からべール品質調査日程の情報漏洩に関する情報があった場合

③ ベール調査に限らず、再生処理事業者が行うリサイクル処理業務全般において、べール品質が引き取り品質ガイドラインを満たしていないという状況が確認され、日常的に引き取りを行っている再生処理事業者（又は協会）から該当する市町村に対して品質改善を再三要求するも、その要求後も品質の改善が見られず、調査が必要であると協会が判断した場合（例；リチウムイオン電池等による発煙発火トラブルの発生、金属等の異物混入により設備を破損した場合など）

④ 上記以外で、特別調査が必要と協会が判断した場合

(2) 実施者：作業は再生処理事業者主体で実施する。

品質調査員が立会う（環境省担当者、協会担当者が立会う場合がある）。

(3) 評価者：品質調査員が評価する。

(4) 実施場所：再生処理事業者の再生処理工場で実施する（協会が当該市町村等と調整する場合がある）。

- (5) 実施時期：不定期
- (6) 特別調査実施日：協会委託先と再生処理事業者で調整する。
- (7) ①上記(1) ①②の場合の市町村の立会い：原則、市町村担当者に特別調査の実施について通知せず、立会いも要請しない。  
②上記(1) ③④の場合の市町村の立会い：市町村担当者に特別調査の実施について通知し、立会いを要請する。
- (8) 評価方法：当該「分別収集物のベールの品質評価方法」に準ずる。  
また、個別具体的な異物に起因した事案となる上記(1) ③等に該当した場合には、それに見合った確認方法(例；当該の異物サンプルを中間処理として除去できるかの実証テスト実施など)により評価を行う。
- (9) 評価結果：保管施設ごとの特別調査結果は、協会ホームページに掲載しないが、集計結果を公表する場合がある。
- (10) 市町村への対応：市町村・一部事務組合担当者へ連絡し、調査の経緯、評価結果を説明する。  
協会の判断で、特別調査結果を市町村・一部事務組合担当者へ連絡しないことがある。
- (11) 判定結果への対応
  - ①通常調査と特別調査結果を比較し、著しく差があった場合、市町村に対して乖離理由報告書及び改善計画書の提出と改善の実行を要請する。
  - ②特別調査結果を環境省へ報告し、再商品化合理化拠出金の対応についての判断を仰ぐ。

以上

分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格  
及び指名競争入札移行時の選択肢について

1. はじめに

分別収集物のうち、容リプラの再商品化費用については従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和 8 年度は特定事業者負担 99%、市町村負担 1%）となる一方、製品プラ及び産廃プラ（以下、「製品プラ等」という。）の再商品化費用については、全額を市町村・一部事務組合が負担することになります。

容リプラについては、従来から再商品化費用が適正なものとなるよう、当協会が上限価格を定めています（優先札、一般札の両方に共通、金額は非公表）。

製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます。

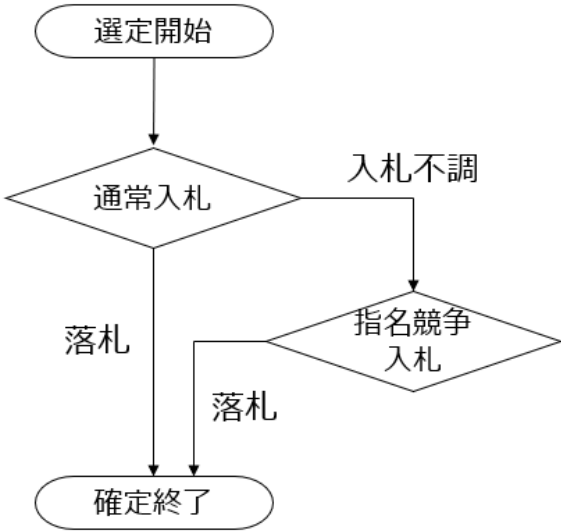
詳細を以下に記載しますので、内容をご確認ください。

2. 入札選定の概要

入札選定の概要は下図のとおりです。

入札は保管施設ごとに行い、通常入札<sup>1</sup>において入札不調となった場合は、指名競争入札<sup>2</sup>を実施します。

【入札選定の概要】



<sup>1</sup> 通常入札とは、全ての有資格事業者の入札札で選定する入札です。

<sup>2</sup> 指名競争入札とは、通常入札で落札されなかった施設について、その時点で資格、処理能力の余裕（余力）がある事業者の中から、引取距離その他を考慮して当協会が事業者を指名し、それらの事業者の入札札で選定する競争入札をいいます。

### 3. 入札選定の方法

市町村の申込内容から、保管施設を以下の申込区分に分けてします。

- ①容器包装リサイクル法に基づき分別収集された容リプラを保管する指定保管施設
- ②プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラを保管する指定保管施設（産廃プラは含まない）
- ③プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの）
- ④プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラと産廃プラを保管する、又は容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの）

指定保管施設の 類型	容リプラ	製品プラ	産廃プラ	
			容リプラ同等	製品プラ同等
①	○	-	-	-
②	○	○	-	-
③	○	-	○	-
④	○	○	○	○
	○	○	○	-
	○	○	-	○
	○	-	○	○
	○			○

入札選定は、再商品化が可能な事業者に限られる申込区分④、③、②の施設から行います。前記保管施設の選定終了後、①の選定を行い、最後に、全申込区分の入札不調施設について指名競争入札を実施します。なお、このような手順によるのは、市町村の各区分の申込量と事業者の各登録施設区分の能力合計のバランスが不明であるためであり、区分④、③、②、①へ申し込む市町村と事業者のバランスの推移如何で変更する可能性があります。

### 4. 入札選定に関するスケジュール

(1) 市町村・一部事務組合は、11月下旬の本申込締め切り後に、製品プラ等の上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法を選択していただきます。

(※) 設定方法等の詳細については令和8年10月下旬に送付予定の「令和9年度『分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し』に係る申込み」にてご説明いたします。

- (2) 上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、当協会が開札まで厳重に保管・管理します。
- (3) 開札は、主務省庁（環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省、国税庁）立ち合いのもと行われ、その際に初めて上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容が関係者に開示されることとなります。
- (4) その後、当協会が選定を行い、再生処理事業者を決定します。

(5) 2月下旬頃に、落札した再生処理事業者を通知します。

5. 製品プラ等の上限価格の設定について

製品プラと産廃プラに共通する上限価格について「設定する」「設定しない」のいずれかを選択し、設定する場合は、トン当たりの単価を1円単位（消費税抜き）で設定します。設定する／しないの意思表示がない場合は、「設定しない」を選択したものと判断します。また、製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。なお、上限価格を超えた額の札は無効となります。

6. 指名競争入札移行時の対応方法の選択について

通常入札が不調となり、指名競争入札に回った場合、製品プラ等の上限価格は通常入札時と同一として選定されます。ただし、指名競争入札での不調をできるだけ回避する等の目的で、前項の上限価格に関する選択と同時に、あらかじめ以下の対応方法について選択をすることができます。これらは、通常入札で上限価格を設定した市町村のみが取りうる選択肢です。なお、通常入札と異なる上限価格を設定することはできません。また、通常入札で上限価格を設定しなかった市町村は、指名競争入札でも上限価格を設定することはできません。

(1) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、

「容リプラ」のみを当協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する

(2) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、

「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する

(3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する

(1) は、入札札が「容リプラの単価 $\leq$ 容りの上限価格」かつ「製品プラ等の単価 $>$ 製品プラ等の上限価格」である場合に、容リプラのみを当協会に引き渡し、製品プラ等は、引き渡しを辞退する選択肢です。

(2) は、「製品プラ等の単価 $>$ 製品プラ等の上限価格」であれば、容リプラを含めて全ての申込みを辞退するという選択肢です。

これらの選択の意思表示がない場合は、「(3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する」を選択したものとみなします。

7. 前記の上限価格や選択肢の回答に関する注意事項（重要）

(1) 市町村等で上限価格の設定が可能なのは製品プラ等です。容リプラの上限価格は設定できません。

(2) 製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。

(3) 回答後は上限価格や指名競争入札移行時の選択を変更することはできません。上限価格の単位（円/トン）に注意し、記入した数字（桁数）や選択した指名競争入札移行時の対応方法に間違いがないか、十分にご確認ください。

(4) 回答期限までに回答が間に合わない、又は回答しているが必要項目が記載されていない等は「上限価格を設定しない」選択をしたものとします。

(5) 上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、公平公正な入札を行うために厳格に管理すべき情報であり、その情報を当協会の登録事業者、入札予定事業者はもちろんのこと、第三者に開示することは厳禁です。

不適正な行為が判明した場合は、入札妨害行為として厳正な措置を行います。

(6) 上限価格については、落札結果通知（2月下旬）までに実施される通常入札と指名競争入札に適用されます。落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札においては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できません。

以上

令和8年6月19日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項

市町村等が産廃プラの再商品化を協会に委託する場合には、市町村において以下の事項への対応が必要になります。

### 1. 排出重量の把握

①産廃プラは、市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を把握する必要があります。

※産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関して、ご不明な場合は環境省（※）にご相談ください。

②産廃プラについては、容リプラ、製品プラと異なり、組成比率で計算して重量を算出することが認められていません。排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を協会に報告してください。なお、中間処理施設で除去した異物の量は控除しないでください。

### 2. 産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の交付

①再生処理事業者に引き渡すべールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを交付し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については、個別に環境省（※）までお問い合わせください。

②協会はマニフェストの管理に関わりません。

### 3. 他県からの産業廃棄物搬入における事前協議が必要な場合

①再生処理施設が立地する都道府県外から産業廃棄物を受入・処理しようとする場合、条例等において越境移動に関する事前協議等の独自の規定を設けている場合があります。その場合は、市町村等が当該都道府県等に事前協議資料を提出する必要があります。

②協会が令和9年度の落札事業者を市町村等に通知するのは令和9年2月下旬頃となります。事前協議が必要な再生処理事業者が落札した場合には、落札した再生処理事業者と協力して、市町村等が事前協議資料を作成し、令和9年2月末までに当該都道府県等に提出してください。

③都道府県等により、事前協議で求められる資料や内容が異なりますので、ご注意ください。

④事前協議の結果については、令和9年3月末までにプラスチック容器事業部までご報告ください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp

メールの題名：他県からの産業廃棄物搬入における事前協議結果について

⑤令和9年3月末までに事前協議の結果が確定しない場合は、令和9年度の産廃プラの引き取りをお断りする場合があります。

上記1～3の記載事項について、ご不明な点がある場合は、環境省（※）までお問合せください。

（※）環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 TEL:03-5501-3153

以上

# プラ法

令和 8 年 6 月 19 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担するコストについて

(1) 市町村等が負担する製品プラ等の再商品化費用は、協会が定める市町村委託単価に製品プラ等の引取実績量に乗じて計算します。以下の1)、2)を合計したものが市町村委託単価となります。

1) 入札によって決定する再生処理費用（落札単価）

市町村等、保管施設ごとで単価が異なります。2月下旬に落札単価を通知いたします。

2) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価

協会が発生する費用の中から、プラスチック資源循環促進法（32条）に関わる経費を抜き出し、製品プラ等の申込見込量で除したものが単価となります。

※ プラスチック資源循環促進法（32条）における容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用については、市町村負担となります（市町村負担分を申込まない場合は発生しません）。

(2) 市町村等が負担する委託単価の計算式は以下のとおりです。

### ●令和9年度の委託単価の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \text{市町村委託単価} = \text{再商品化事業者落札単価(製品プラ等)} \\
 \text{(令和9年2月下旬に決定)} + \frac{\text{協会経費見込(製品プラ等分)}}{\text{市町村からの製品プラ等の申込見込量}} \\
 \text{(6月調査)} \\
 \\
 \text{特定事業者再商品化実施委託単価} = \frac{\text{市町村からの申込見込量(6月調査)} \times \text{再商品化事業者見込委託単価}}{\text{特定事業者と市町村(小規模事業者分)からの再商品化委託申込見込量}} \\
 \text{(落札単価予測・過去実績)} + \text{協会経費見込(容リプラ分)} \\
 \begin{array}{l}
 \downarrow \text{容リプラのみ} \quad \downarrow \text{容リプラのみ} \quad \downarrow \text{容リプラ経費単価} \\
 \text{協会経費から製品プラ等除く} \\
 \uparrow \text{容リプラのみ}
 \end{array}
 \end{array}$$

↑ 令和8年10月に決定  
※市町村（小規模分）も  
同じ単価

(3) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価の考え方

令和9年度の特定事業者の再商品化実施委託単価（容リプラ）及び市町村の協会経費単価（製品プラ等）は、令和8年10月開催の当協会理事会において機関決定される予定です。そのため本資料では、令和9年度協会経費単価の考え方のみお知らせいたします。

●製品プラ等経費単価の計算方法

- 市町村等が負担する経費については、まず分別収集物を再商品化することにより追加的に発生した明確な区分が可能な費用(分別収集物の品質調査や再商品化製品等の分析に係る経費)を「市町村固有経費」(A)とします。(A)は容リプラのみでは発生し得なかった費用であるという考え方にに基づきます。  
次に、分別収集物の再商品化で発生する明確な区分が不可能な費用を「共通経費」とし、そのうち市町村負担分として製品プラ等の重量比率で按分したものを「共通経費のうち市町村負担額」(B)とします。
- (B)として市町村等が令和9年度に負担する費用は、令和9年度のプラスチック容器事業部の協会経費予算から「市町村固有経費」(A)と分別収集物の再商品化に直接関係のない経費(特定事業者に関わる経費)(C)を除いた額を、6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量比で按分した額とします。  
以降、N年度に負担する(B)は、(N)年度のプラスチック容器事業部の協会経費予算から製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費(特定事業者に関わる経費)(C)と「市町村固有経費」(A)を除いた額を、容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量比で按分した額とします。  
(A)として市町村が令和9年度に負担する費用は、令和8年度の上期実績と下期見込の合計額とします。  
以降、N年度に負担する(A)は、(N-1)年度(前年度)の上期実績と下期見込の合計額とします。
- 令和9年度の協会経費見込(製品プラ等分)は上記(A)+(B)となります。この費用を令和8年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものが令和9年度の製品プラ等経費単価となります。以降、N年度に負担する協会経費見込(製品プラ等分)は上記(A)+(B)である。この費用を(N-1)年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものがN年度の製品プラ等経費単価となります。  
ただし「市町村固有経費」(A)に関しては、令和9年度の実績費用と令和9年度予算で市町村が負担した費用に差額が発生した場合は原則として令和11年度の単価で過不足を調整いたします。以降、令和N年度の実績費用と令和N年度予算で市町村が負担した費用との差額は原則として令和(N+2)年度の単価で過不足を調整いたします。

<参 考>

令和8年度の市町村が負担する協会経費単価(税抜き)の計算方法



市町村負担経費単価(⑧/C) = 111, 728, 250円 / 20, 290トン = 5, 507円/トン(税抜き)

以上